

【ハーグ協定に基づく国際登録制度】

意匠の国際登録制度の概要、
出願時の図面作成のポイント、手続時の留意点

資料内容

1. ハーグ協定のジュネーブ改正協定の概要.....3
2. 国際出願時の手続.....26
3. 国際出願時の複製物(図面／写真)作成のポイント...37
4. 指定官庁としての日本国特許庁への手続.....75

1. ハーグ協定のジュネーブ改正協定の概要
2. 国際出願時の手続
3. 国際出願時の複製物(図面／写真)作成のポイント
4. 指定官庁としての日本国特許庁への手続

ハーグ協定のジュネーブ改正協定に基づく 意匠の国際登録制度とは・・・

WIPO 国際事務局への 1 つの出願手続で、複数国(締約国)に同時に意匠出願した場合と同様の効果が得られる制度です。

これまで、海外で意匠権を取得するためには、その国の官庁に個別に出願する方法しかありませんでした。

意匠の国際登録制度を利用することで、各官庁への個別の出願に比べ、手続の簡素化や経費の削減をはかることができ、海外において速やかに意匠権を取得することが可能になります。

我が国では、2015年5月13日から、ジュネーブ改正協定に基づく意匠の国際登録制度が利用開始となりました。

模倣品対策にも有効です

経済のグローバル化に伴い、優れたデザイン製品を海外展開する企業が増加する一方、それらの企業が海外において模倣品被害に遭うケースも報告されています。

このような模倣品に対抗するためには、その国において意匠権を取得しているかどうか重要です。意匠の国際登録制度を利用して、各国でより経済的・効率的に意匠権を取得することができれば、模倣品の排除も、より経済的・効率的に行うことが可能となります。

国内外で模倣品を適切に排除することができれば、企業活動の幅やビジネスチャンスも広がります。それを下支えする意匠の国際登録制度は、重要なビジネスツールであるといえます。

メリット

①出願手続の簡素化（各国ごとの出願書類が作成不要、複数意匠一括出願）

意匠の国際出願では、各国の公用語にかかわらず、ジュネーブ改正協定で認められている3つの言語（英語・フランス語・スペイン語）のいずれかで作成した、国際事務局が定める様式（DM/1）に基づく出願書類を作成すればよい。そのため、各国の国内手続が求める様式、言語によりそれぞれ書類を作成する必要がありません。また、1つの国際出願に最大100の意匠を含むことが可能です（国際意匠分類の同じ類に属する場合）。

②間接経費の削減（代理人の選任費用や翻訳費用が不要）

代理人を選任せずに国際出願することが可能です（※）。また、国際登録簿への記録及び国際意匠公報の発行に必要な翻訳は全てWIPO国際事務局が行いますので、翻訳費用が発生しません。

※拒絶の通報に回答する場合等、各指定国官庁に直接手続をする際に、別途その国の代理人を選任する必要が生じる場合があります。

③権利管理の簡便化（国際登録の権利はWIPOにおいて一元管理される）

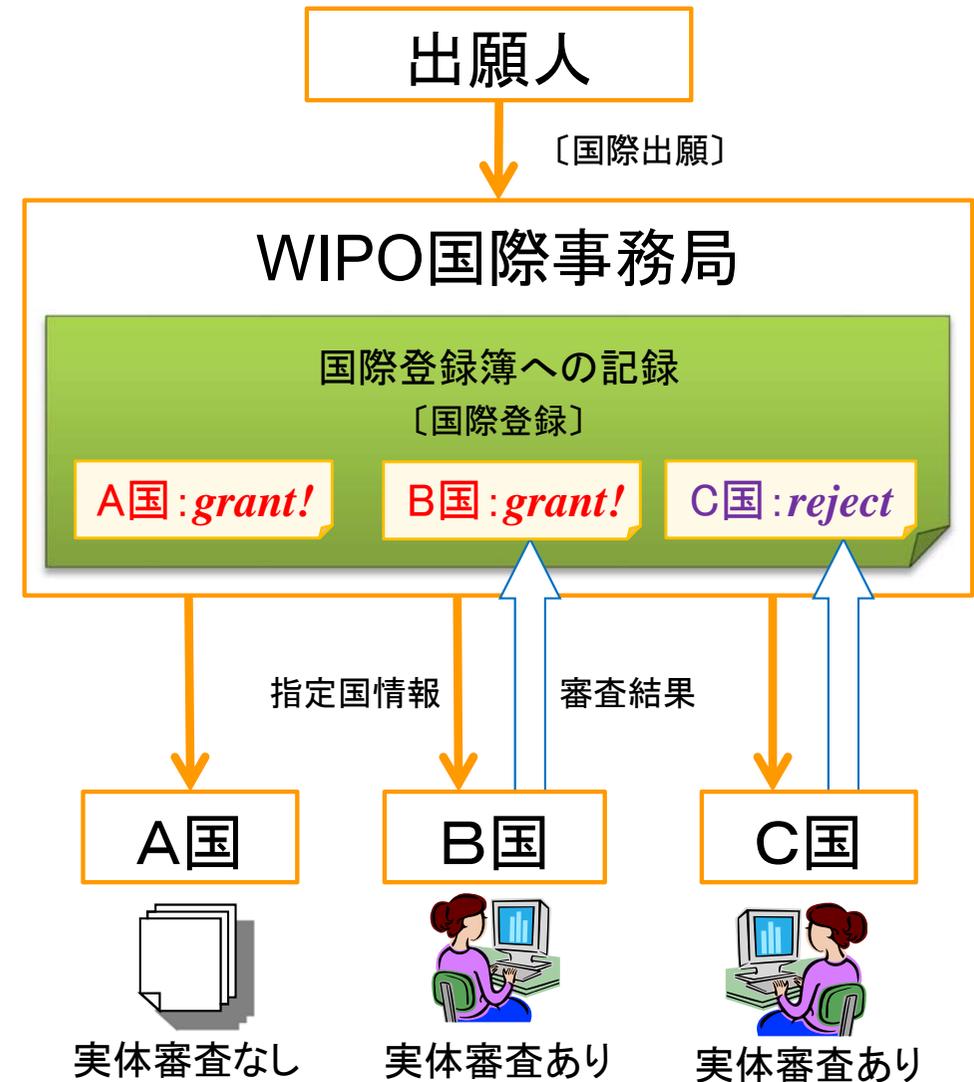
5年ごとの権利更新や国際登録の変更（所有権の変更、放棄、名称変更等）に係る各種申請は全てWIPOに対する1つの手続です。各国に直接手続をする必要がありません。

④遅滞のない審査（登録の可否がわかる時期が明確）

各指定国官庁は、拒絶理由を発見した場合、国際公表から6月又は12月以内にWIPOに対して拒絶の通報を送付しなければならないため、各国における登録の可否がわかる時期が明確です。

(1) ジュネーブ改正協定による国際登録制度

- 実体審査国の加入促進を目的として1999年に作成(2003年発効)。
 - EU、韓国、米国、日本等を含む計53の国と政府間機関が加入。
 - 中国、英国、カナダ、ASEAN諸国等も、現在加入準備又は検討中。
 - 以下の特徴を併せ持つ。
 - ✓ 意匠について複数国(指定国)への一括出願を可能とする国際出願制度
 - ✓ 複数国における意匠権の一元的管理を可能とする国際登録制度
- ⇒ 換言すれば、この制度は、
- ・基礎出願・基礎登録が不要なマドプロ
 - ・指定国での国内移行手続が不要なPCTのようなもの。



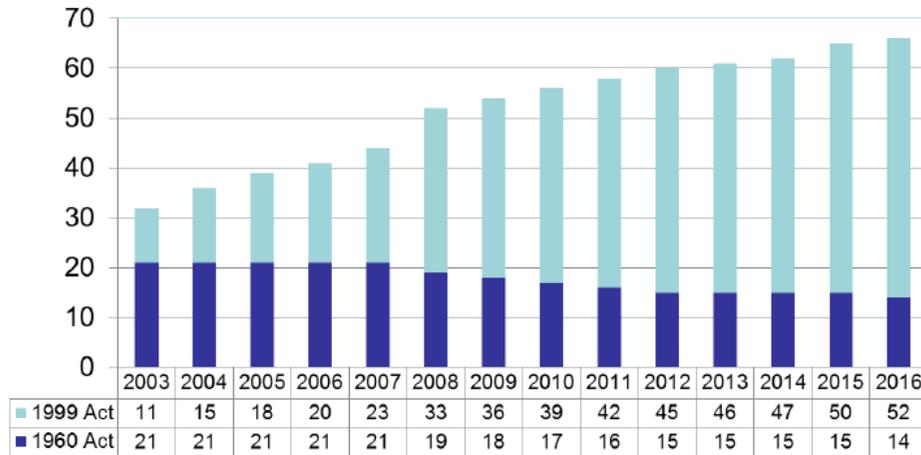
(2) マドプロ及びPCTとの制度比較

	ハーグ(意匠)	マドプロ(商標)	PCT(特許)
基本概念	国際的な出願・登録制度	本国における商標登録の他の加盟国への領域拡大	包括的な各国への出願手続制度
基礎要件	不要	本国において出願又は登録された商標が必要	不要
自国指定	可能	不可能 (基礎出願、基礎登録があるため)	可能
国の指定	国際出願時に保護を求める国を指定	国際出願時に保護を求める国を指定	国際出願時にみなし全指定
出願時の手数料納付先	国際事務局に一括納付 (出願料+登録料(5年分)相当分)	国際事務局に納付(加盟国の宣言により一括又は二段階制) 出願料(1段目) 登録料(10年分、2段目)	受理官庁が徴収
国際公表(公開)の時期	原則、国際登録から6月後 国際登録後の即時公表、及び、公表の延期 (最長30月まで)の請求が可能(任意)	なし	優先日から18月
事後指定	不可能	国際登録後において、新たな国の指定、国際登録の指定商品・役務の範囲内での指定商品・役務の追加が可能	不可能
保護の効果	国際登録の日から、各指定国に出願していたと同様の出願の効果を与えられる 各指定国での審査結果が登録となった場合、国内法に基づく保護の付与の効果を与えられる	各指定国での審査結果が登録となった場合、国際登録日の国内出願と同等の保護を付与	各国に同時に出願したことと同じ効果を与える
保護の期間	協定上の要件は15年以上 (日本は設定登録から20年)	10年(更新可能)	国内移行した国の制度による (日本は出願から20年)
更新手続	5年ごと	10年ごと	国内移行した国の制度による
セントラルアタック制度	なし	あり	なし
使用言語 (日本のユーザーの場合)	英語、フランス語、スペイン語 のうちの一言語	英語	日本語又は英語
国内移行手続	不要	不要	必要(日本は国内書面の提出)
国際調査・国際予備審査	なし	なし	あり

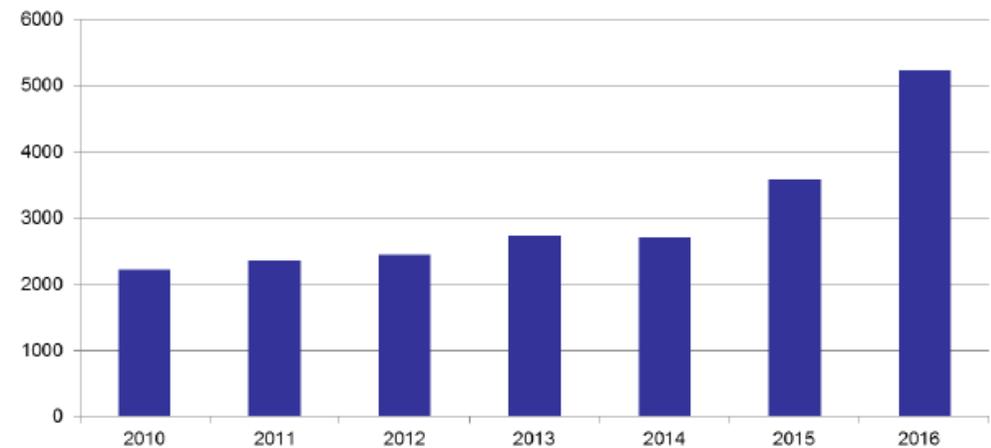
(3) ハーグ協定に基づく国際出願の利用推移

■ ハーグ協定加盟国数、国際登録数共に年々増加。

グラフ1: ハーグ協定加盟国数の変化(2017年9月末時点)

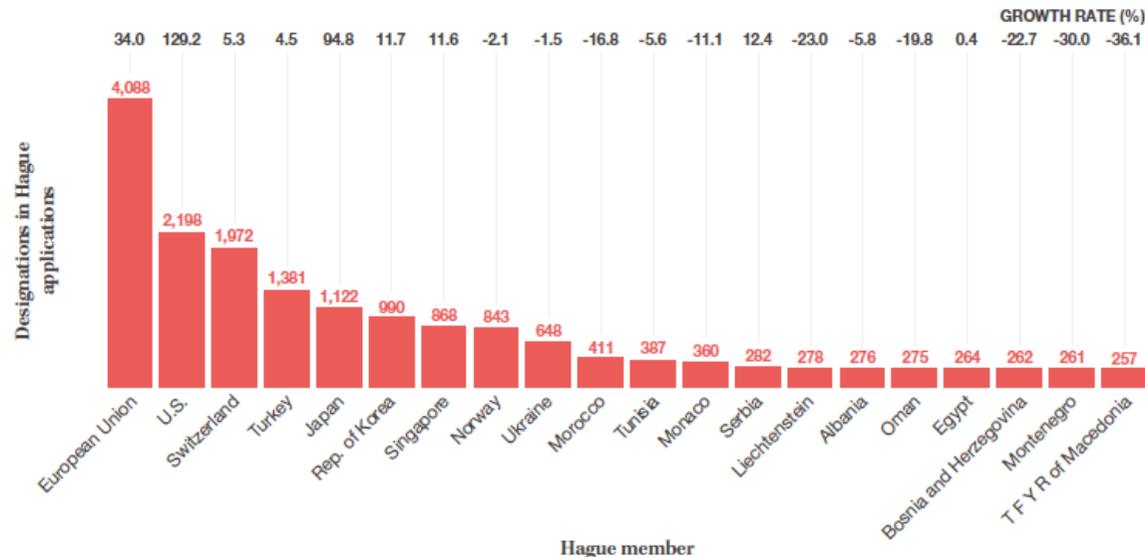


グラフ2: 2010年から2016年までの国際登録数



■ 最も多く指定されているのはEUで、日本の指定は5番目に多い。

グラフ3: 国際出願において指定の多い締約国(2016年)



[出典]

〈グラフ1、2〉WIPO “Seminar on the Hague System for the International Registration of Industrial Designs: Introduction to the Hague System for the International Registration of Industrial Designs” (2017.11)

〈グラフ3〉WIPO “Hague Yearly Review 2017 International Registration of Industrial Designs”

- ハーグ協定及び同協定に基づく国際登録制度は、WIPOが管理・運営を実施。
 - ※ WIPO: 世界知的所有権機関 (World Intellectual Property Organization)
- ハーグ協定には3つの改正協定があり、このうち、我が国が加入したのはジュネーブ改正協定。

- **ハーグ協定のジュネーブ改正協定(1999年)**

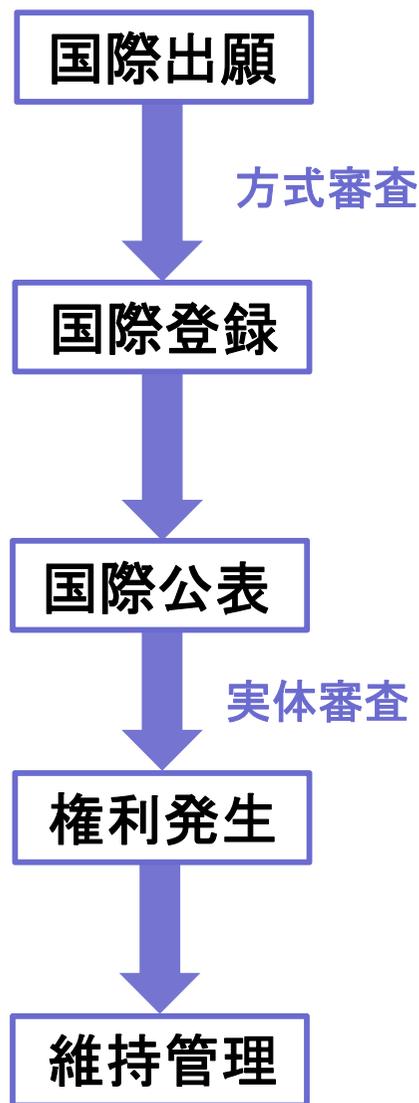
- ハーグ協定のハーグ改正協定(1960年)

- ハーグ協定のロンドン改正協定(1934年、2016年に終了)

- 
- ✓ **ハーグ協定の1999年改正協定及び1960年改正協定に基づく共通規則**
 - ✓ **ハーグ協定に係る出願のための実施細則**
 - ✓ **ユーザーガイド(Guide for Users)**

<http://www.wipo.int/hague/en/guide/>

※ 以下、本資料においては、上記ジュネーブ改正協定、共通規則及び実施細則の参照条文番号を、A1(1)、R1(1)、S101のように表記しています。(それぞれ、協定第1条(1)、共通規則第1規則(1)、実施細則第101節を表します。)

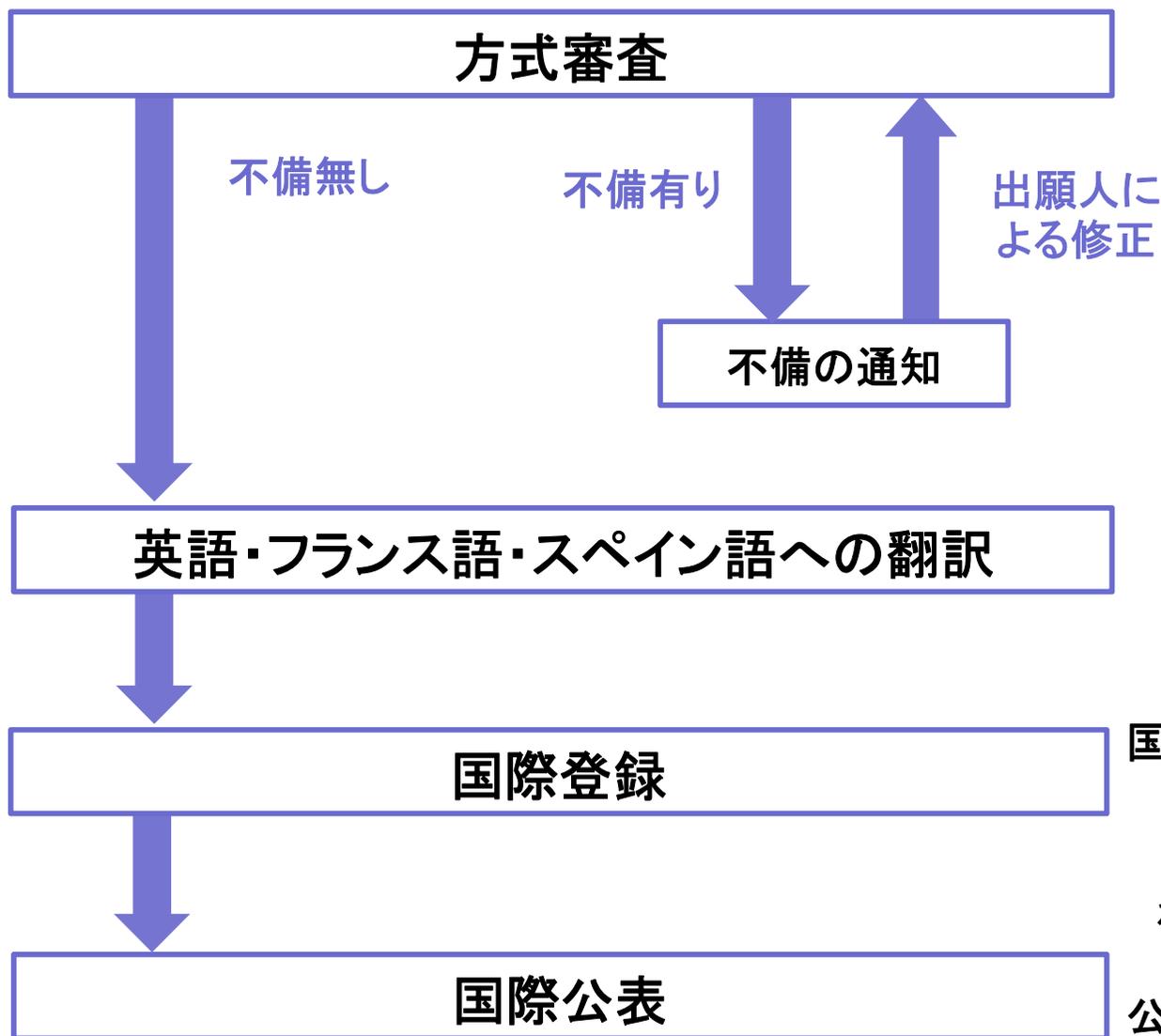


- ・保護を受けたい意匠、保護を求める国(複数可)等を記載した一通の出願書類(単一言語)をWIPO国際事務局へ提出。
- ・出願書類に不備がなければ国際登録簿に記録(国際登録)。
- ・国際登録により、各指定国への正規の出願と同じ効果が発生。

⇒ 複数国・複数意匠の出願手続負担の軽減

- ・国際登録から6月後に、国際登録の内容がWIPOウェブサイト上で公表(国際公表)。
※国際登録後の即時公表、又は、公表の延期も請求可能。
- ・国際公表後6月又は12月までに、各指定国で意匠権が発生。
※この間、各指定国は国内法の実体的要件に基づき拒絶することができる。
- ・国際登録の更新や名義変更などの維持管理手続は、WIPO国際事務局で一元化。

⇒ 各国意匠権の維持管理手続負担の軽減



※方式審査で出願書類の記載等に不備が発見された場合は、補正が可能。(3月以内)

- ・一意匠の図面に複数意匠(例外あり:P53参照)
- ・Annex I、IV等添付すべき書面が不足する。
- ・料金不足 等

※重大な情報の欠落等、出願日が繰り下がる場合もある。

- ・出願人の表示の欠落
- ・ハーグ公用言語以外での出願 等

国際公表は国際登録から6月後の金曜日

- ※即時公表、又は、公表の延期も請求可能。
- ※登録されたことの通知は来るが、公表されたことの通知は来ない。

公表先:

International Designs Bulletin

<http://www.wipo.int/haguebulletin/?locale=en>

➤ 出願資格を有する者

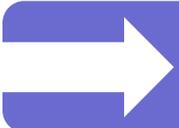
[A3]

- ・締約国である国又は政府間機関の構成国の国民
- ・締約国の領域に住所、営業所を有する者

➤ 言語

[A5(1)]
[R6(1)]

- ・英語、フランス語、スペイン語から出願人が選択した単一の言語



翻訳負担軽減

➤ 出願の内容

[A5]
[R7]

- ・国際出願には、以下の内容を含め又は添付する。

✓ 必須の内容

(出願人、指定国、意匠の複製物(図面/写真)など)

✓ 特定の締約国を指定する場合の追加の必須の内容

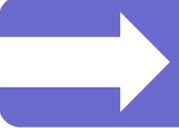
(創作者、意匠の複製物又は特徴についての簡潔な説明など)

✓ 任意の内容(優先権主張など)

- ・一つの国際出願で、複数の締約国を指定することが可能。

- ・一つの国際出願に、最大100の意匠を含めることが可能。(※)

※全ての意匠が国際意匠分類の同一の類に属する必要あり。



出願書類作成負担軽減

- 国際意匠分類は、WIPO国際事務局が管理・運営を行うロカルノ協定に基づき定められたもの。

□ 国際意匠分類(第11版)の確認方法(WIPOウェブサイト)

PDF版: http://www.wipo.int/classifications/nivilo/locarno_pdf.htm

電子版: <http://www.wipo.int/classifications/nivilo/locarno11/index.htm?lang=EN>

- 国際出願に2以上の意匠を含める場合には、それらの意匠の全てが国際意匠分類の同じ類に属するものでなければならない。

[R7(7)]

□ 国際出願に2以上の意匠を含める場合の例



第12類 輸送又は昇降の手段



□ ロカルノ協定に基づく国際意匠分類 『類別の表』

(仮訳)

CLASS 1	FOODSTUFFS	第1類	食料品
CLASS 2	ARTICLES OF CLOTHING AND HABERDASHERY	第2類	衣料品及び裁縫用小物
CLASS 3	TRAVEL GOODS, CASES, PARASOLS AND PERSONAL BELONGINGS, NOT ELSEWHERE SPECIFIED	第3類	旅行用具、ケース、日傘及び身の回り品、他に該当しないもの
CLASS 4	BRUSHWARE	第4類	ブラシ製品
CLASS 5	TEXTILE PIECEGOODS, ARTIFICIAL AND NATURAL SHEET MATERIAL	第5類	紡績用繊維、人工及び天然のシート材料
CLASS 6	FURNISHING	第6類	室内用品
CLASS 7	HOUSEHOLD GOODS, NOT ELSEWHERE SPECIFIED	第7類	家庭用品、他で明記されていないもの
CLASS 8	TOOLS AND HARDWARE	第8類	工具及び金物類
CLASS 9	PACKAGES AND CONTAINERS FOR THE TRANSPORT OR HANDLING OF GOODS	第9類	物品の輸送又は荷扱いのための包装用容器及び容器
CLASS 10	CLOCKS AND WATCHES AND OTHER MEASURING INSTRUMENTS, CHECKING AND SIGNALLING INSTRUMENTS	第10類	時計及びその他の測定機器、検査機器及び信号用機器
CLASS 11	ARTICLES OF ADORNMENT	第11類	装飾用品
CLASS 12	MEANS OF TRANSPORT OR HOISTING	第12類	輸送又は昇降の手段
CLASS 13	EQUIPMENT FOR PRODUCTION, DISTRIBUTION OR TRANSFORMATION OF ELECTRICITY	第13類	電気の生産、供給又は変流のための機器
CLASS 14	RECORDING, COMMUNICATION OR INFORMATION RETRIEVAL EQUIPMENT	第14類	記録、通信又は情報検索の機器
CLASS 15	MACHINES, NOT ELSEWHERE SPECIFIED	第15類	機械、他で明記されていないもの
CLASS 16	PHOTOGRAPHIC, CINEMATOGRAPHIC AND OPTICAL APPARATUS	第16類	写真用、映画用及び光学用の機器
CLASS 17	MUSICAL INSTRUMENTS	第17類	楽器
CLASS 18	PRINTING AND OFFICE MACHINERY	第18類	印刷機及び事務用機器
CLASS 19	STATIONERY AND OFFICE EQUIPMENT, ARTISTS' AND TEACHING MATERIALS	第19類	文房具及び事務用機器、美術材料及び教材
CLASS 20	SALES AND ADVERTISING EQUIPMENT, SIGNS	第20類	販売及び広告機器、サイン
CLASS 21	GAMES, TOYS, TENTS AND SPORTS GOODS	第21類	遊戯用具、がん具、テント及び運動用品
CLASS 22	ARMS, PYROTECHNIC ARTICLES, ARTICLES FOR HUNTING, FISHING AND PEST KILLING	第22類	武器、火工品、狩猟、釣り及び害獣駆除のための物品
CLASS 23	FLUID DISTRIBUTION EQUIPMENT, SANITARY, HEATING, VENTILATION AND AIR-CONDITIONING EQUIPMENT, SOLID FUEL	第23類	液体供給機器、衛生用、暖房用、換気用及び空調用の機器、固体燃料
CLASS 24	MEDICAL AND LABORATORY EQUIPMENT	第24類	医療用及び実験用器具
CLASS 25	BUILDING UNITS AND CONSTRUCTION ELEMENTS	第25類	建築用ユニット及び建築部材
CLASS 26	LIGHTING APPARATUS	第26類	照明用機器
CLASS 27	TOBACCO AND SMOKERS' SUPPLIES	第27類	たばこ及び喫煙用の供給品
CLASS 28	PHARMACEUTICAL AND COSMETIC PRODUCTS, TOILET ARTICLES AND APPARATUS	第28類	医療用品及び化粧品、化粧用品及び化粧器具
CLASS 29	DEVICES AND EQUIPMENT AGAINST FIRE HAZARDS, FOR ACCIDENT PREVENTION AND FOR RESCUE	第29類	火災防止用、事故防止用及び救援用の機器及び器具
CLASS 30	ARTICLES FOR THE CARE AND HANDLING OF ANIMALS	第30類	動物の手入れ及び世話用の物品
CLASS 31	MACHINES AND APPLIANCES FOR PREPARING FOOD OR DRINK, NOT ELSEWHERE SPECIFIED	第31類	飲食物を調理するための機械及び器具、他で明記されていないもの
CLASS 32	GRAPHIC SYMBOLS AND LOGOS, SURFACE PATTERNS, ORNAMENTATION	第32類	グラフィックシンボル及びロゴ、表面のパターン、装飾

- 国際出願の願書に記載する製品の表示は、国際意匠分類の物品の一覧表に示されたものを用いることが推奨されている。

□ 物品の一覧表(アルファベット順)の例

Class/ Subclass	SERIAL No. (E)	INDICATION OF GOODS	SERIAL No. (F)
18-01	A 0001	Abacus	A 0001
02-01	A 0002	Abdominal belts	C 0302
15-09	A 0003	Abrading machines	A 0010
08-05	A 0004	Abrasive sheet holders	P 0645
19-08	A 0005	Absences (Cards for registering —)	C 0218
24-04	A 0006	Absorbent bandages	P 0050
04-01	A 0007	Absorbent brushes	B 0568
05-06	A 0008	Absorbent paper for household purposes	P 0063
07-05	A 0009	Absorbent wipers	T 0304
24-04	A 0010	Absorbents (Catamenial —)	T 0098
12-16	A 0011	Absorbers (Suspension shock —) for road vehicles	A 0188

意匠を構成する物品

物品が属する類及び小類

- 出願様式
 - ・WIPO国際事務局が定めた様式 (DM/1等)
 - ✓ WIPOウェブサイト
(<http://www.wipo.int/hague/en/forms/>)

- 国際事務局が推奨するオンライン出願 (E-filing) (直接出願のみ)
(<https://www3.wipo.int/login/en/hague/index.jsp>)
 - ・出願様式の入力項目チェック機能
 - ・クレジットカードによるオンライン決済機能 等のメリットあり

- 提出先 [A4(1)]
 - ・WIPO国際事務局 (直接出願) 又は 日本国特許庁 (間接出願)

- WIPO国際事務局に直接提出する場合 (直接出願)、出願日は、WIPO国際事務局が受理した日 [A9(1)]
- 日本国特許庁を通じて提出する場合 (間接出願)、出願日は、日本国特許庁が受理した日 (受理日から1月以内にWIPOに送付) [A9(2)] [R13]

- 手数料 [R12] [R27]
手数料の一覧表 (共通規則の末尾)
 - ・手数料は、基本手数料、指定手数料、公表手数料からなり、その金額は、意匠の数、指定した締約国などにより異なる。
 - ・支払は、単一の通貨 (スイスフラン)。

➤ 方式審査

[A8]
[R14]

・国際事務局による一元的な方式審査

※方式審査で出願書類の記載等に不備が発見された場合は、補正が可能。
(3月以内)

※各指定国の官庁は、自国の法令に基づく方式要件違反を理由に拒絶することができない。

・以下のような不備の場合は、補正を受理した日に出願日が繰り下がる。 [R14(2)]

- ✓ 国際登録を求める旨の表示、出願人の表示、出願人等の連絡先の表示、意匠の複製物(図面など)、締約国の指定、の欠落
- ✓ 多言語を用いた出願、所定の言語以外の言語(例:日本語)を用いた出願

➤ 国際登録

[A10(1)]

・WIPO国際事務局は、国際出願を受理し、方式審査を行った後、直ちに国際出願された意匠を登録する。

※国際事務局から不備の補正を求められた場合、補正の受理後直ちに登録。

※国際登録に関する情報は、WIPO国際事務局が管理する国際登録簿に記録される。

- 登録の効果 [A14(1)]
- ・ 国際登録は、国際登録の日から、各指定締約国における正規の出願と同一の効果を有する。

※国際登録により、直ちに各指定締約国で意匠権が生じるわけではない。

- 国際登録日 [A10(2)]
- ・ 国際出願の出願日が、国際登録の日となる。

※ただし、出願日認定のための追加必須事項(創作者の表示、意匠の特徴についての簡潔な説明、請求の範囲)の記載を求める国の指定を含む国際出願において、国際出願時に当該事項に記載不備があった場合には、その不備の補正をWIPO国際事務局が受理した日又は国際出願日のいずれか遅い日。

➤ 国際公表

[A10(3)]

- ・国際登録された意匠の内容は、
国際意匠公報 (International Designs Bulletin) において公表される。

➤ 公表時期

[R17(1)]

- ・国際公表の時期は、原則、国際登録の日から6月後。
- ・出願人の請求により、国際登録後の即時公表又は公表の延期を選択することも可能。

※公表の延期の可否と延期可能期間(最長30月)は、指定国に応じて変化。

□ 公表の延期可能期間 [A11]

- ・各指定国が認める延期期間のうち最短の期間内で、公表の延期が可能。

例1) EU(30月)と韓国(30月)を指定 → 最大30月延期可能

例2) EU(30月)とOAPI(12月)を指定 → 最大12月延期可能

例3) EU(30月)と米国(延期不可)を指定 → 延期不可

※公表の延期を認めない締約国を指定国として含めた状態で公表の延期を請求してしまった場合、所定期間内に当該締約国の指定を取り下げない限り、公表の延期の請求が考慮されないこととなるため、注意が必要。

□ 主な締約国の公表延期可能期間

- ・最長30月 : EU、フランス、スイス、ドイツ、スペイン、韓国、トルコ、日本 等
- ・最長18月※: シンガポール (2016年2月17日以降の国際出願に適用。Hague Information Notice, No.04/2016)
※ 公表延期の起算日は、シンガポールについてのみ、出願日のみ。(優先日は考慮されない。)
- ・最長12月 : OAPI、ブルネイ、クロアチア、エストニア、スロベニア、シリア
- ・最長 6月 : デンマーク、フィンランド、ノルウェー
- ・延期不可 : ハンガリー、アイスランド、モナコ、ポーランド、ウクライナ、米国、ロシア

➤ 拒絶の通報

[A12]
[R18]

- ・指定国の官庁には、国際登録の対象である意匠が自国の法令に基づく実体的な保護の要件を満たしていない場合に、その国際登録に基づく保護の効果を拒絶することが認められている。
- ・拒絶の通報が可能な期間は、国際公表から6月又は12月以内。
- ・拒絶の通報は、国際登録簿に記録され、その写しが国際登録の名義人に送付される(代理人がいる場合には代理人宛て)。
- ・拒絶の通報を受けた国際登録の名義人には、当該指定国の正規の出願の場合と同じ救済手段が与えられる(意見書の提出等)。
- ・拒絶の通報には以下のような事項が含まれる。
 - ✓ 拒絶の根拠となる理由
 - ✓ 拒絶の対象となる意匠
 - ✓ 拒絶の見直し又は不服申立ての可否、その手続及び期間

□ 主な締約国の拒絶通報期間

- ・ 6月 : EU、フランス、スイス、ドイツ、デンマーク、ノルウェー、ポーランド、OAPI 等
- ・ 12月 : スペイン、韓国、トルコ、日本、米国、ロシア 等

※新規性を含む実体的要件の審査を行う官庁を有する国及び異議申立制度を有する国のみが12月を選択可能。

➤ 保護の付与の声明

[R18の2(1)]

- ・拒絶の通報を行わない場合、指定国の官庁は、その国で意匠権を生じさせるために、WIPO国際事務局に対して保護の付与の声明を行うことが可能。
- ・保護の付与の声明には以下のような事項が含まれる。
 - ✓ 国際登録番号
 - ✓ 保護の対象となる意匠
 - ✓ 当該指定国で保護の付与の効果が生じた日
 - ✓ 官庁での手続により補正された場合は、その全ての内容

➤ 拒絶の通報の後に行う保護の付与の声明

[R18の2(2)]

- ・指定国の官庁に対する意見の提出や補正手続等により、拒絶の理由が解消した場合にも、拒絶の通報を行った官庁は、その国で意匠権を生じさせるために、WIPO国際事務局に対して保護の付与の声明を行うことが可能。

※保護の付与の声明ではなく、拒絶の取下げの通報として行われる場合もある。 [R18(4)]

- WIPOに申請する中間手続
 - ・名義変更(DM/2)
 - ・名義人の氏名(名称)・住所変更(DM/6)
 - ・国際登録の放棄(DM/5)
 - ・国際登録の限定(DM/3)
 - ・国際登録の更新(DM/4又はE-Renewal)
 - ・IB代理人選任(委任状)(DM/7)
 - ・IB代理人の氏名(名称)住所変更(DM/8)
 - ・IB代理人の辞任(DM/9)
 - ・国際登録簿の更正の申請

申請が行われると、約1ヶ月でWIPO国際登録簿に反映され、その旨が国際意匠公報(International Designs Bulletin)として発行される。

- 登録更新 [A17]
 - ・国際登録は、国際登録の日から当初5年間有効であり、その後、更新手続により5年ごとの延長(複数回)が可能。
 - ・更新を望む指定国及び意匠数により、手数料額は異なる。

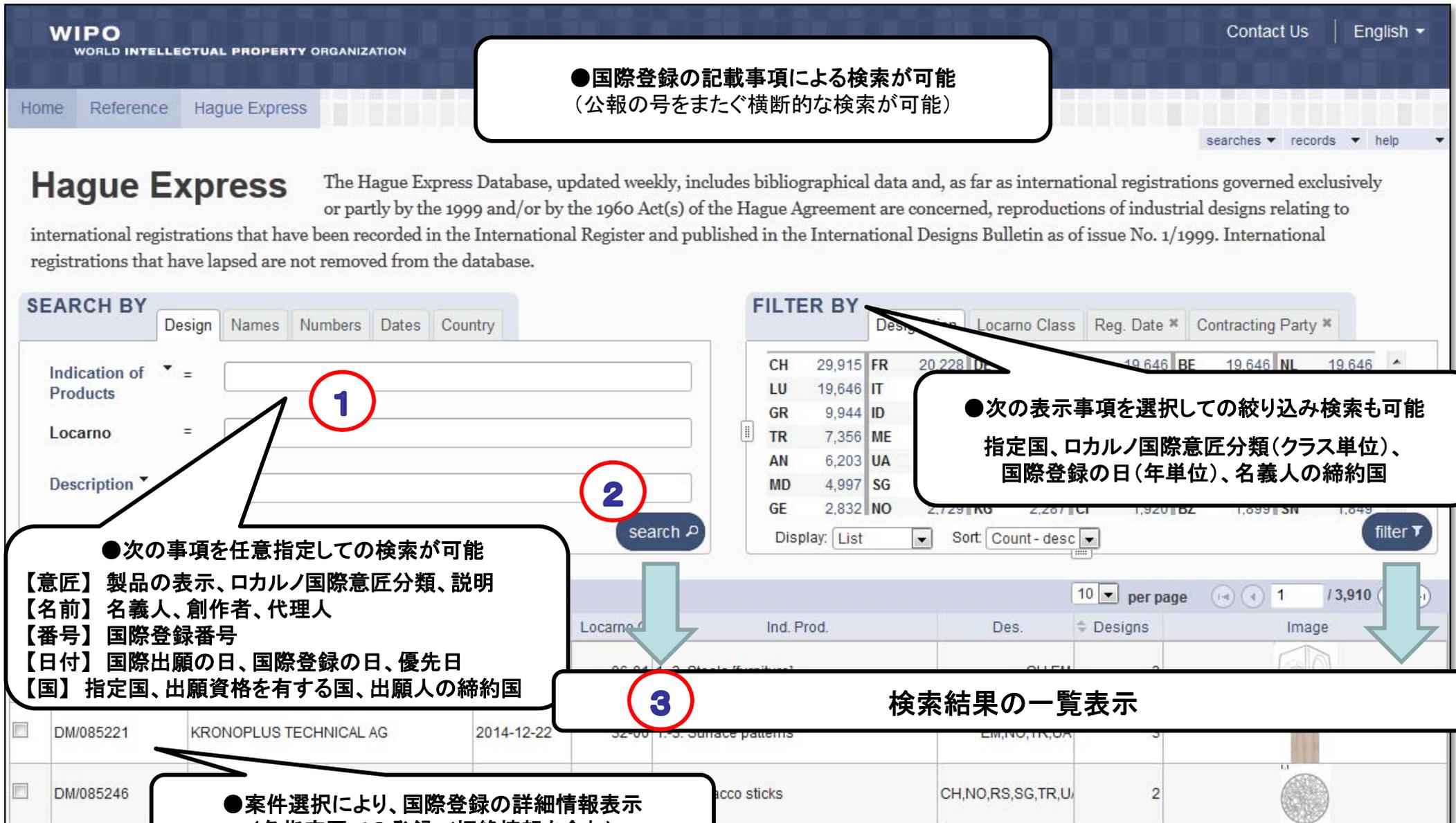
□ 主な締約国の最長権利存続期間

- ・25年 : EU、フランス、スイス、ドイツ、スペイン、ノルウェー、ポーランド、トルコ、ロシア
- ・20年 : 韓国、日本
- ・15年 : シンガポール、OAPI、米国

- 所有権変更 [A16(1)(i)]
 - ・国際登録に含まれる指定国(複数)の一部又は全部、意匠(複数)の一部又は全部について、国際登録の所有権の変更が可能。
 - ・新権利者は国際出願の資格を有することが必要。
- 放棄・限定 [A16(1)(iv),(v)]
 - ・指定国(複数)の一部又は全部についての、国際登録の放棄、国際登録の対象である一又は二以上の意匠への限定が可能。
- その他 [A16(1)]
 - ・国際登録の名義人の氏名(名称)・住所(居所)の変更など

□ 各種手続の様式 (<http://www.wipo.int/hague/en/forms/>)

- ・DM/2(所有権変更)、DM/3(限定)、DM/4(登録更新)、DM/5(放棄) など



WIPO
WORLD INTELLECTUAL PROPERTY ORGANIZATION

Contact Us | English ▾

Home Reference Hague Express

searches ▾ records ▾ help ▾

Hague Express

The Hague Express Database, updated weekly, includes bibliographical data and, as far as international registrations governed exclusively or partly by the 1999 and/or by the 1960 Act(s) of the Hague Agreement are concerned, reproductions of industrial designs relating to international registrations that have been recorded in the International Register and published in the International Designs Bulletin as of issue No. 1/1999. International registrations that have lapsed are not removed from the database.

SEARCH BY Design Names Numbers Dates Country

Indication of Products = **1**

Locarno = **2**

Description ▾

SEARCH

FILTER BY Design Locarno Class Reg. Date * Contracting Party *

CH	29,915	FR	20,228	DE	19,646	BE	19,646	NL	19,646
LU	19,646	IT							
GR	9,944	ID							
TR	7,356	ME							
AN	6,203	UA							
MD	4,997	SG							
GE	2,832	NO							

Display: List Sort: Count - desc **FILTER**

10 per page 1 / 3,910

Locarno	Ind. Prod.	Des.	Designs	Image
06-04	3-3. Sticks (fusill...	CH,EM	3	
	acco sticks	CH,NO,RS,SG,TR,U	2	

3 検索結果の一覧表示

● 国際登録の記載事項による検索が可能
(公報の号をまたぐ横断的な検索が可能)

● 次の表示事項を選択しての絞り込み検索も可能
指定国、ロカルノ国際意匠分類(クラス単位)、
国際登録の日(年単位)、名義人の締約国

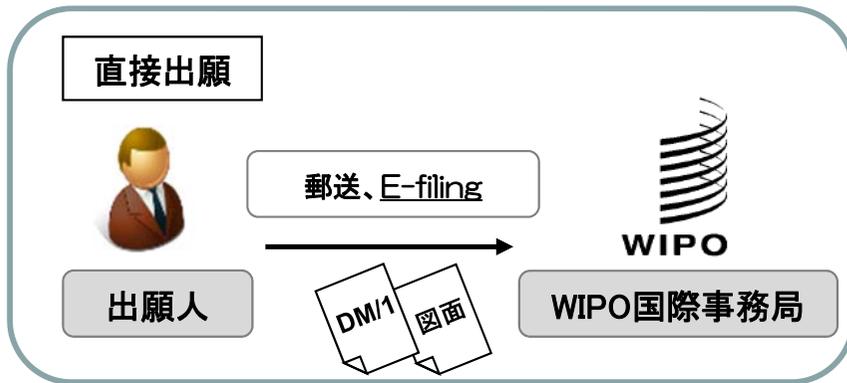
● 次の事項を任意指定しての検索が可能
【意匠】 製品の表示、ロカルノ国際意匠分類、説明
【名前】 名義人、創作者、代理人
【番号】 国際登録番号
【日付】 国際出願の日、国際登録の日、優先日
【国】 指定国、出願資格を有する国、出願人の締約国

● 案件選択により、国際登録の詳細情報表示
(各指定国での登録/拒絶情報を含む)

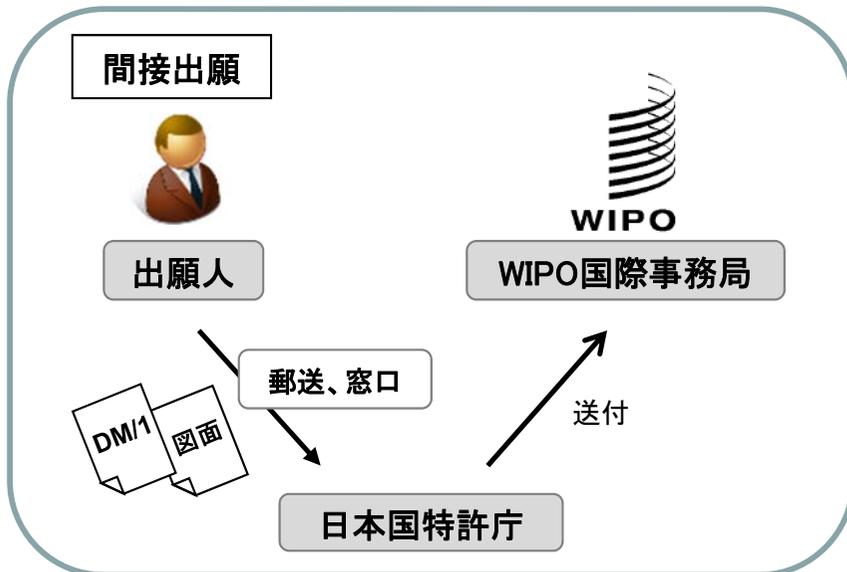
1. ハーグ協定のジュネーブ改正協定の概要
- 2. 国際出願時の手続**
3. 国際出願時の複製物(図面／写真)作成のポイント
4. 指定官庁としての日本国特許庁への手続

(1) 国際出願時の手続

■ 直接出願の場合は、WIPO国際事務局に、願書[DM/1]を提出、又はオンラインで出願、
間接出願の場合は、日本国特許庁に、願書[DM/1]を提出する。



or



願書[DM/1]

DM/1(E)	
APPLICATION FOR INTERNATIONAL REGISTRATION	
<p style="text-align: center;"><u>For use by the applicant</u></p> <p>Your reference: <u>Hague2017-001</u></p> <p>This international application contains the following number of continuation sheets: <u>1</u></p> <p>This international application is accompanied by the following Annexes: <input checked="" type="checkbox"/> I <input type="checkbox"/> II <input type="checkbox"/> III <input type="checkbox"/> IV <input type="checkbox"/> V </p>	<p style="text-align: center;"><u>For use by the Office of indirect filing</u></p> <p>OFFICE TRANSMITTING THE INTERNATIONAL APPLICATION (if applicable)</p> <p>Name of the Office: <u>特許庁が記入します。</u></p> <p>Office reference: <u>特許庁が記入します。</u></p> <p>Date of receipt of the international application by the Office: <u>特許庁が記入します。</u></p> <p>Signature and/or seal of the Office: <u>特許庁が記入します。</u></p>
<p>1 APPLICANT (mandatory)</p> <p>(a) Full Name: <u>ABC CO. LTD.</u></p> <p>(b) Address: <u>3-4 XYZ-nishi 1-chome, Osaka-shi</u> Postal code: <u>000-0000</u> City: <u>Osaka</u> Country: <u>Japan</u></p> <p>(c) Telephone: <u>81-6-0000-0000</u> Fax: <u>81-6-0000-0000</u> E-mail address: <u>ZZZZZ@YYY.com</u></p>	
<p>2 ENTITLEMENT TO FILE (mandatory)</p>	

(2) E-filingを用いて行う国際出願(直接出願)

E-filingの主なメリット・便利機能

- **入力項目のチェック機能**
公表延期の制限などの指定国に関する注意喚起
- **公表手数料低減**
複製物(図、写真)が多数の場合の第2ページ以降の公表手数料が不要
- **作成途中の願書の保存**
作業の中断、再開が可能
- **送付済み願書情報の利用**
自分の出願履歴から出願人名称、住所などの書誌情報を流用可能
- **料金自動計算機能**
- **料金のクレジットカード払い可能**



※ このE-filingシステムについては、WIPO日本事務所が、日本語でのユーザーサポートを行っています。

【WIPO日本事務所】

電話：03-5532-5030

E-mail：japan.office@wipo.int



特許庁 JAPAN PATENT OFFICE

サイト内検索 Google カスタム検索 検索 用語解説 マイページ

ホーム お知らせ 制度・手続 施策・支援情報 資料・統計 特許庁について お問い合わせ Q&A

ホーム > 制度・手続 > 国際出願 > 【意匠の国際出願】ハグ協定のジュネーブ改正協定に基づく国際出願に関して > WIPOが提供するユーザー向け情報 > WIPO ハグE-Filingシステムの解説(Hague System E-Filing Tutorial) (参考訳)



制度・手続

- + はじめての方へ～私たちの身の回りのアイデア、デザインなど
- + 特許
- + 実用新案
- + 意匠
- + 商標

WIPO ハグE-Filingシステムの解説(Hague System E-Filing Tutorial) (参考訳)

平成27年4月1日
審査業務部出願課
国際意匠・商標出願室ハグ担当

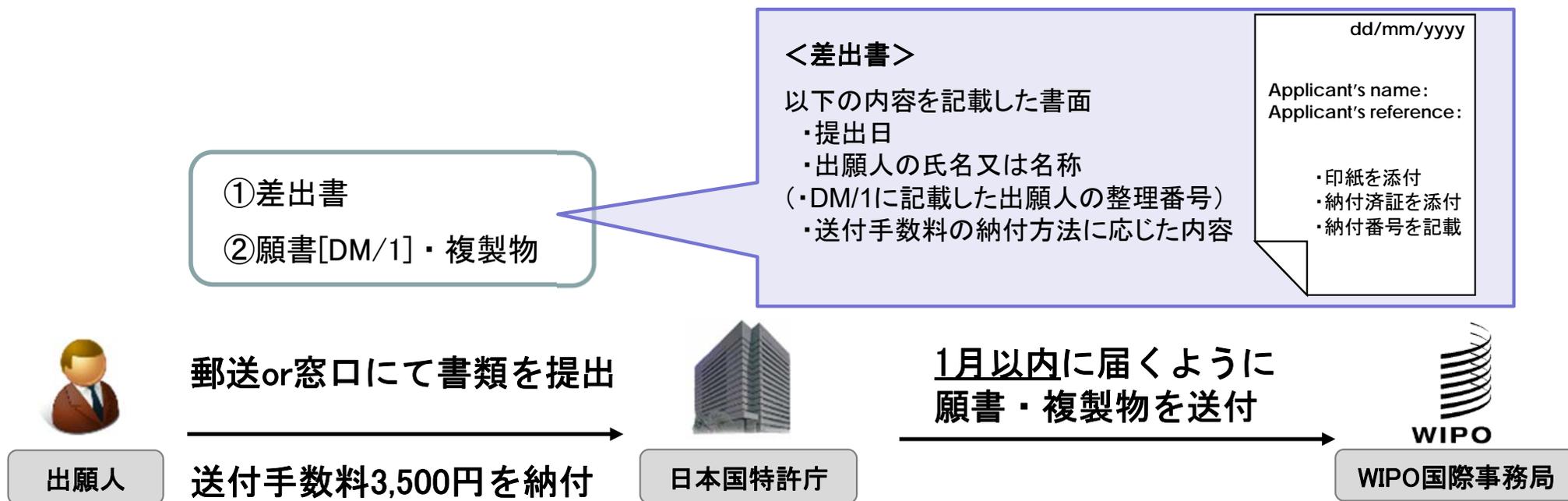
※ WIPO提供のE-Filingシステムの解説(参考訳)を特許庁ホームページに掲載しています。

Hague System E-Filing Tutorial (参考訳)
(PDF: 1,281KB)

http://www.jpo.go.jp/seido/s_ishou/pdf/wipo_hset/01.pdf

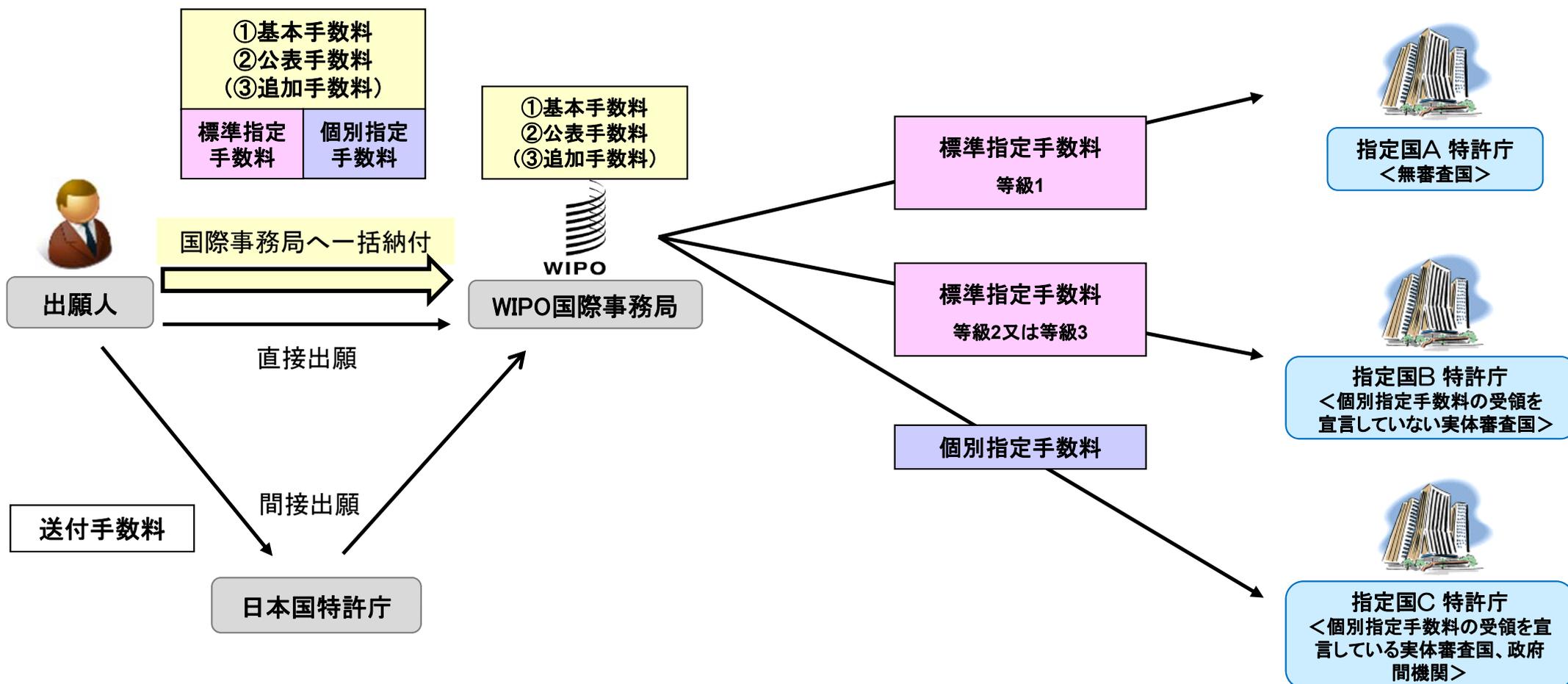
(3) 日本国特許庁を經由して行う国際出願(間接出願)

- 日本国特許庁を經由しての国際出願(間接出願)を行うことができるのは、
 - ①日本国民、②日本国内に住所又は居所(法人の場合は営業所)を有する外国人に限られる。
- 間接出願時に差出書・願書[DM/1]・複製物を提出する。
- WIPO国際事務局に納める手数料とは別に、送付手数料として日本国特許庁へ3,500円を直接納付する(意匠法第67条第1項第4号)。



(4) 手数料(1/2)

- 国際出願に必要な手数料は、WIPO国際事務局に **スイスフラン建て** で一括納付する。
(公表の延期を請求する場合は、公表手数料を後日納付することが可能)
- 国際事務局は、①基本手数料、②公表手数料(、③追加手数料)を受け取る。
- 各指定国は、標準指定手数料又は個別指定手数料を受け取る。
- 間接出願の場合、日本国特許庁に対して送付手数料(3,500円)を別途直接納付する。(後述)



WIPOが受領する手数料

基本手数料

- ✓ 最初の一意匠につき 397スイスフラン
- ✓ 同じ国際出願の中に含まれる追加の意匠ごとに 19スイスフラン

公表手数料

- ✓ 公表される複製物ごとに 17スイスフラン
- ✓ (複製物が紙で提出される場合)一又はそれ以上の複製物が表されるページ(第二ページ以降)ごとに 150スイスフラン

追加手数料

- ✓ 意匠の説明が百単語を超える場合に、百単語を超えた一単語ごとに 2スイスフラン

※各締約国の指定手数料の額については、配付冊子「ハーグ協定のジュネーブ改正協定に基づく意匠の国際出願の手続」の参考資料1・2参照

指定国が受領する手数料 (出願手数料+5年分の登録料)

標準指定手数料

→個別指定手数料の受領を宣言していない締約国等を指定した場合

等級1

- ✓ 最初の一意匠につき 42スイスフラン
- ✓ 同じ国際出願の中に含まれる追加の意匠ごとに 2スイスフラン

等級2

- ✓ 最初の一意匠につき 60スイスフラン
- ✓ 同じ国際出願の中に含まれる追加の意匠ごとに 20スイスフラン

等級3

- ✓ 最初の一意匠につき 90スイスフラン
- ✓ 同じ国際出願の中に含まれる追加の意匠ごとに 50スイスフラン

個別指定手数料

→個別指定手数料の受領を宣言している締約国等を指定した場合

各締約国等が定めた額(スイスフラン建て)

- ✓ 8つの国及び政府間機関が個別指定手数料の受領を宣言
→韓国、キルギス、ハンガリー、モルドバ、EU(欧州連合)
OAPI(アフリカ知的財産機関)、米国、日本、ロシア

(5) 手数料の計算方法

■ WIPOが提供する Fee Calculator (手数料計算ツール) を用いて、簡易に手数料の額を計算することが可能。 (Fee Calculator : <http://www.wipo.int/hague/en/fees/calculator.jsp>)

① 各項目について選択する

Type: International Application

Date: 01.11.2014

Applicant's State of origin (Hague "1960" Act): Not Selected

Applicant's Contracting Party (Geneva "1999" Act): Republic of Korea

Add the number of industrial designs: 2

Add the number of reproduction(s) of the industrial design(s): 6

If using the paper application form, add the number of pages of reproductions: (free if you use the e-filing interface) 2

Add the number of words of description: 105

Locarno Classification: (For KR designations only) 1

WIPO国際事務局(直接出願) 又は日本国特許庁(間接出願) の受理日に有効な日を選択

② 指定国にチェックを入れる

- EM European Union
- ES Spain
- FI Finland
- FR France
- GE Georgia
- RO Romania
- RS Serbia
- RW Rwanda
- SG Singapore
- SI Slovenia

③ 計算結果が表示される

基本手数料	International registration basic fee	397
	International registration fee for additional designs (1 x 19.00 (1 free))	19
標準指定手数料	Level 1 Standard designation fee (SG) (1 x 42.00)	42
	Level 1 Standard designation fee for additional designs (SG) (1 x 2.00 (1 free))	2
個別指定手数料	European Union (EM)	
	Individual designation fee (2 x 67.00)	134
追加手数料	Additional fee where the description exceeds 100 words (per word exceeding 100 words) (5 x 2.00 (100 free))	10
	SUB TOTAL: Swiss francs (CHF)	604
公表手数料	Publication of reproductions (6 x 17.00)	102
	Publication: additional pages (1 x 150.00 (1 free))	150
	TOTAL: Swiss francs (CHF)	856

合計金額(スイスフラン) 856

出願人の締約国

複製物の数

(紙媒体で出願する場合)複製物を表すページ数

意匠の数

意匠の説明の単語数

【パターン1】日本への出願を第一国とする優先権主張を伴うハーグ出願

WIPO国際事務局による方式審査で拒絶されない出願方法

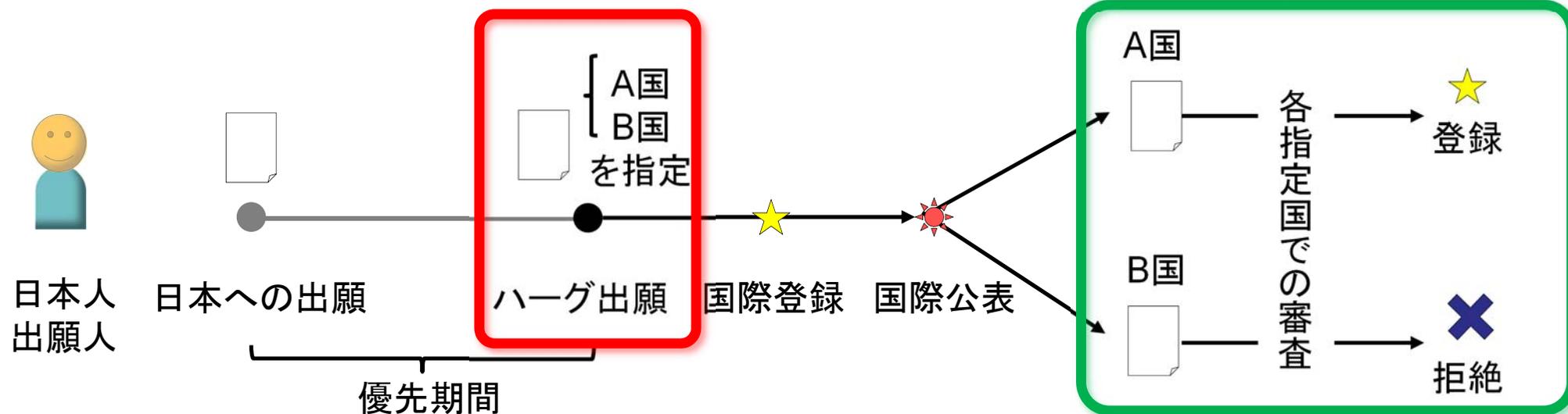
例) 技術的な特徴に関する説明として拒絶されない説明の記載例は？

→【3. 1】

各指定国による実体審査で拒絶されない出願方法

例) 複数国指定している場合に、最も拒絶されにくい図面の作成方法は？

→【3. 2】



【パターン2】日本を指定国に含むハーグ出願

WIPO国際事務局による方式審査で拒絶されない出願方法

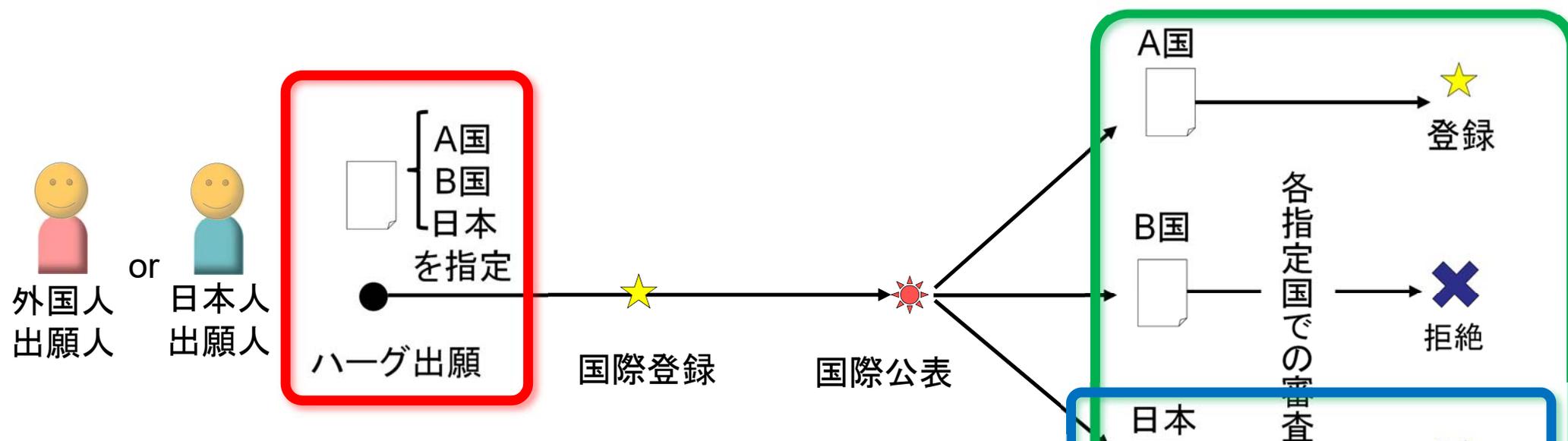
例) 技術的な特徴に関する説明として拒絶されない説明の記載例は？

→【3. 1】

各指定国による実体審査で拒絶されない出願方法

例) 複数国指定している場合に、最も拒絶されにくい図面の作成方法は？

→【3. 2】



日本による実体審査への対応方法

例) 優先権証明書の提出方法は？

→【4. 1】

例) 補正により説明の記載を追加するには？

→【4. 2】

【パターン3】外国への出願を第一国とする優先権主張を伴う、日本を含むハーグ出願

WIPO国際事務局による方式審査で拒絶されない出願方法

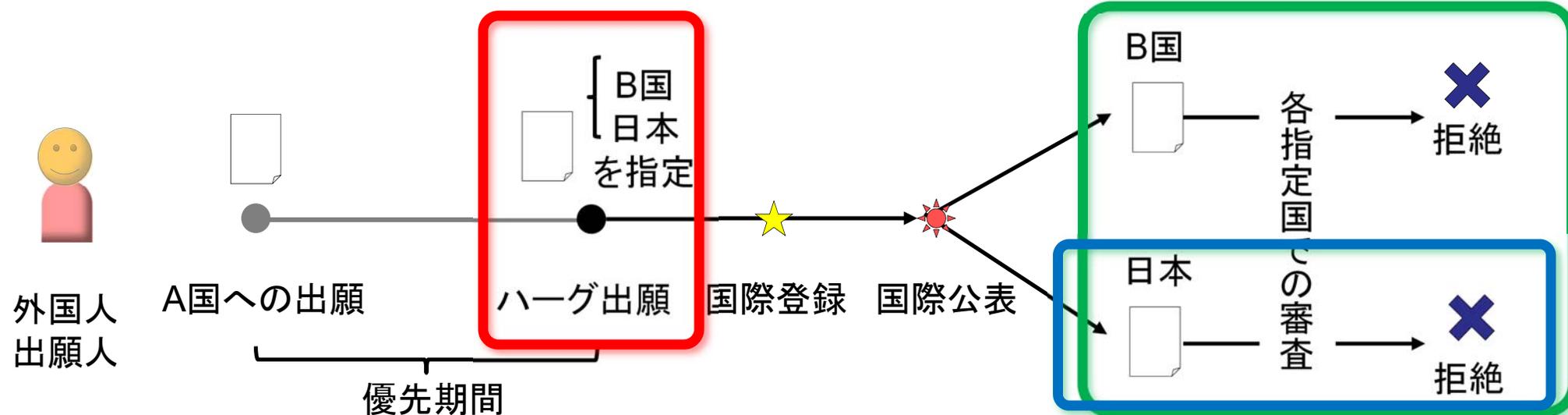
例) 技術的な特徴に関する説明として拒絶されない説明の記載例は？

→【3. 1】

各指定国による実体審査で拒絶されない出願方法

例) 複数国指定している場合に、最も拒絶されにくい図面の作成方法は？

→【3. 2】



日本による実体審査への対応方法

例) 優先権証明書の提出方法は？

→【4. 1】

例) 補正により説明の記載を追加するには？

→【4. 2】

1. ハーグ協定のジュネーブ改正協定の概要
2. 国際出願時の手続
3. 国際出願時の複製物(図面／写真)作成のポイント
4. 指定官庁としての日本国特許庁への手続

3. 1

WIPO事務局が求める複製物の要件

- (1) 国際出願時に提出する複製物
- (2) ディスクレーマー
- (3) 説明の記載
- (4) 意匠の単一性

3. 2

審査官庁から意匠が開示不十分として拒絶されないためのポイント

3. 1 WIPO事務局が求める複製物の要件

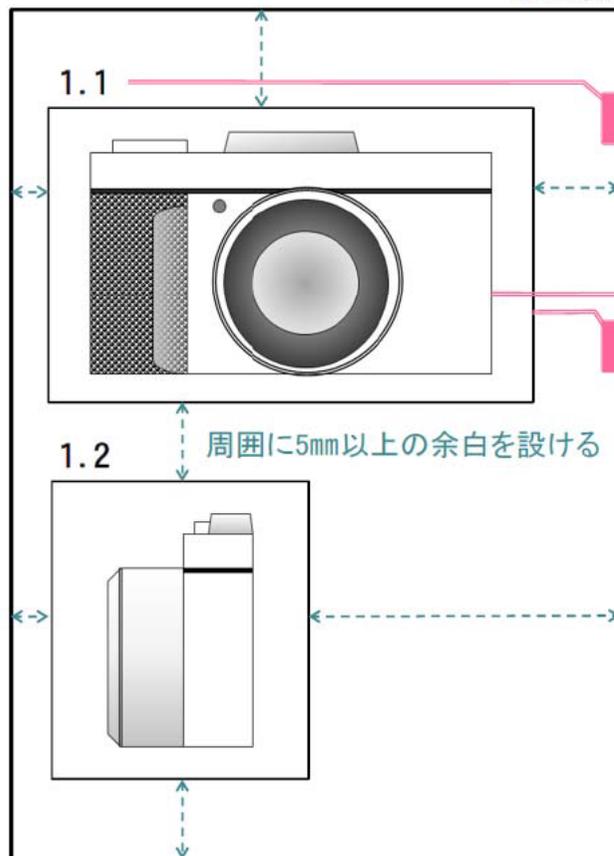
■ 複製物に関する要件 [R9] [S401~405]

- ・図面又は写真(白黒又はカラー)
- ・意匠の詳細の全てを明確に識別でき、公表可能な品質であること
- ・意匠以外の対象物、付属品、人や動物を含めてはならない(※)
- ・軸線や寸法を備えた技術的図面、図面内への注釈文や図の表示の記載は不可

(※) ただし、説明、及び／又は、点線若しくは破線又は着色によって表すことにより、保護を求めないもの(ディスクレーマー／意匠又は意匠が使用されることとなる製品の一部を構成しないもの)についても、複製物中に表すことが認められる。

複製物の提出方法(書面出願)

(A4用紙)



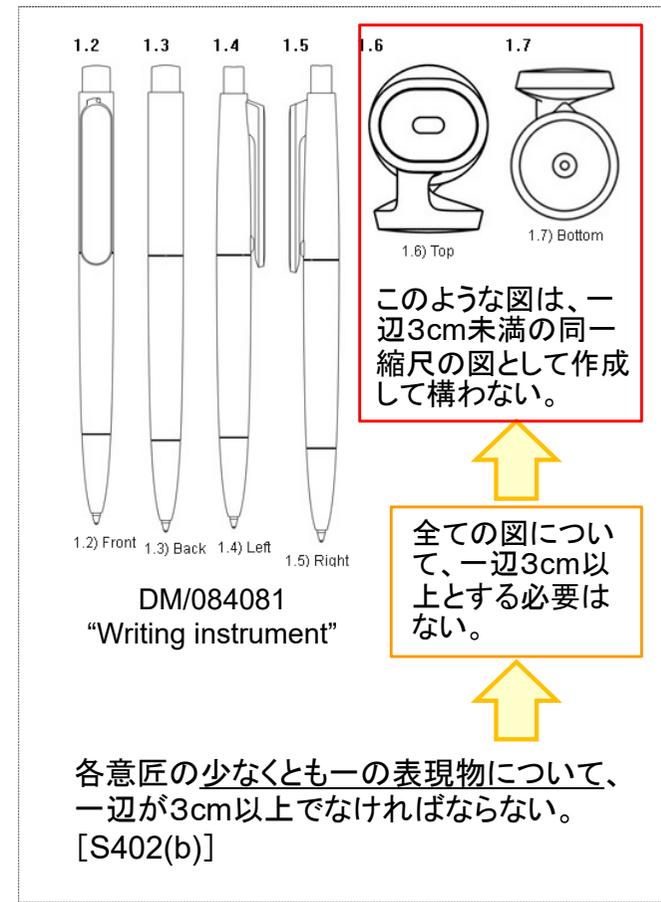
・複製物は、白色不透明なA4用紙(縦)に貼り付け又は印刷する
 × 複製物を折りたたむ、ステープルで留める

複製物の番号

・2つの数字をドット(.)でつなげて記載する(例:意匠1の2番目の複製物は「1.2」)
 ・余白に記載する

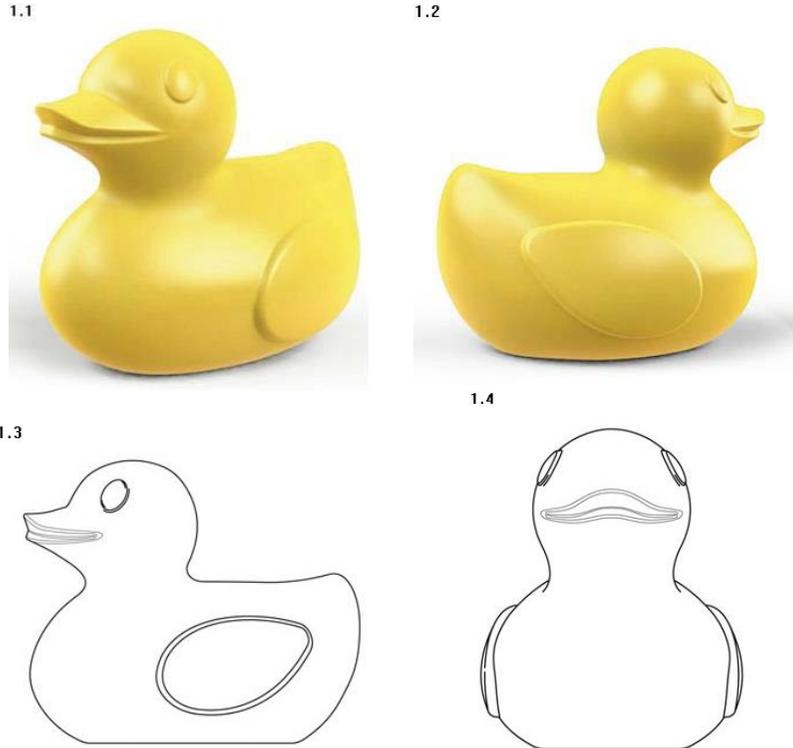
複製物 表現物

- ・複製物は矩形とし、背景は無彩色・無地
- ・表現物の大きさは、最大16cm×16cm
- ・1枚の用紙に含まれるのは、最大25図まで
- ・複製物は、番号順(昇順)に並べ、公表を希望する向きに配置する
- ・複製物中への記載等の可否
 - 凹凸を表す陰影・斜線
 - 保護を求めない部分を表す点線・破線・着色
 - × 意匠以外の対象物・付属品・人・動物
 - × 番号
 - × 軸線・寸法・注釈・凡例
 - × インクや修正液による修正



(1) 国際出願時に提出する複製物

- 図面又は写真による表現が可能。
- 国際事務局では、一つの意匠を表す際に図面と写真が混在することを認めている。
⇒ 指定国によっては、複数の意匠と判断される場合があるため、注意が必要。
- 国際事務局では、異なる色彩を表した複製物は、異なる意匠(複数の意匠)を表したものと判断している。



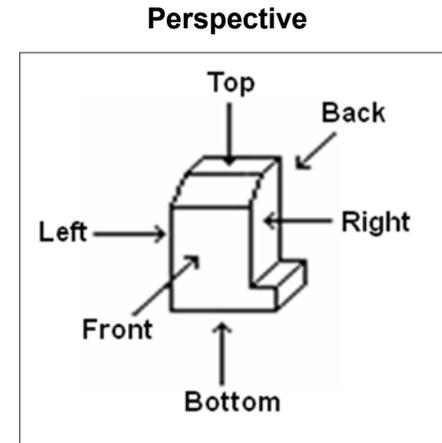
DM/084694 “Outdoor and indoor furniture with integrated lights”



代表的な図の種類と図の表示 (Legend)

10 DESCRIPTION OF THE REPRODUCTIONS (LEGENDS)⁶
 Associate the number in the margin of your reproduction with the corresponding code:
 1 Perspective; 2 Front; 3 Back; 4 Top; 5 Bottom; 6 Left; 7 Right;
 9 Unfolded; 10 Exploded; 11 Cross-sectional; 12 Enlarged; 00 Other (limited to 50 characters)

No.	Code	Legend (max 50 characters, where code 00 has been indicated)	No.	Code	Legend (max 50 characters, where code 00 has been indicated)	No.	Code	Legend (max 50 characters, where code 00 has been indicated)



【展開図】

Unfolded view



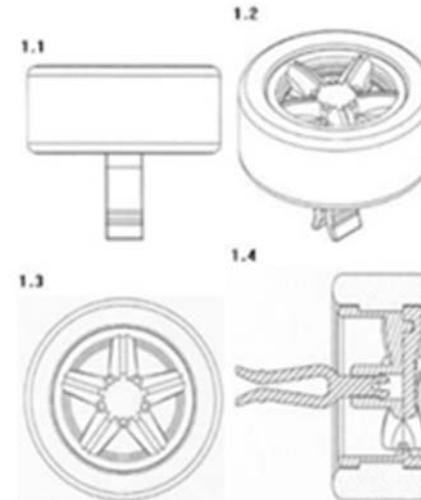
DM/078316 "Packaging for tea"

【分解図】



DM/078436 "Watch mechanism, namely minute repeater movement with constant force and disengagement lever"

【断面図】



DM/084170 "Air deodorizing device"

【拡大図】



DM/084607 "Tire"

- ディスクレーム(Disclaimer)／意匠又は意匠が使用されることとなる製品の一部を構成しないもの [R9(2)] [R7(5)] [S403]
 - 複製物中には、出願の意匠のみを表すことが原則。
ただし、以下の手法を採ることにより、保護を求めないもの(出願の意匠以外のもの)についても、複製物中に表すことが認められている。
 - ①説明の記載、及び／又は
 - ②点線若しくは破線又は着色による表現
 - 我が国の意匠登録出願に当てはめて考えると、主に以下の場合における表現に関係する。
 - ①部分意匠 (意匠登録を受けようとする部分以外の部分の表現)
 - ②参考図
(透明部を表す参考図における透明部のハッチング、使用状態を示す参考図における出願の意匠以外の物品、等)

①部分意匠： 意匠登録を受けようとする部分以外の部分の表現方法

- ルール上、「説明 and/or 複製物中の表現」で表すこととなっているため、
 - ・図面（複製物）において破線（点線）又は着色により表し、[and/or]
 - ・願書に相当する説明を文章で記載する。
- これら以外の方法で表現した場合、国際事務局の方式審査では認められない。
- 各指定国において具体的な意匠と認められるためには、説明[and]複製物の双方により表すことが望ましい。

破線（点線）と説明によって表した例



他の図は省略

DM/082544 (意匠番号2)

- ・ヒール部以外の部分を破線で記載
- ・説明に「・・・No protection is sought for the matter shown in dotted lines (disclaimer)・・・」と記載



他の図は省略

DM/072618 (意匠番号7)

- ・ヘッド部を破線で記載
- ・説明に「・・・The broken line disclosure (head) does not form part of the claimed design・・・」と記載

着色と説明によって表した例



他の図は省略

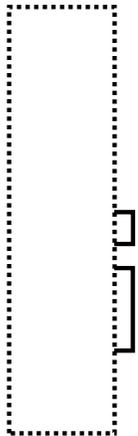
DM/081639 (意匠番号2)

- ・車体前部以外を青色に着色
- ・説明に「・・・the blue marked parts are not coming into the scope of the industrial design (disclaimer)・・・」と記載

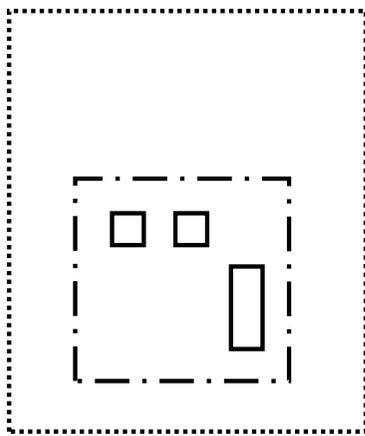
①部分意匠： 意匠登録を受けようとする部分とそれ以外の部分の境界の表現方法

- 国際事務局の方式審査では、意匠登録を受けようとする部分とその他の部分との境界を示す一点鎖線は、出願の意匠以外のものを表すための表現方法として認められる。境界であることを明確に示すためには、説明も記載する。

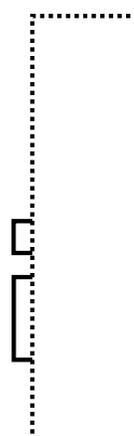
[1.1]



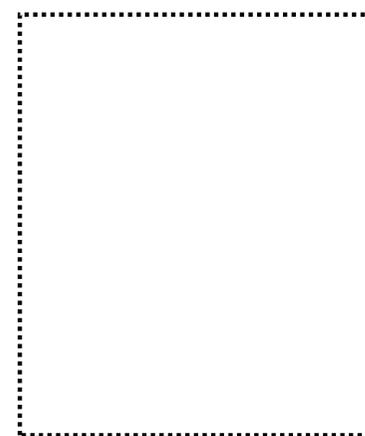
[1.2]



[1.3]



[1.4]



[1.5]



(仮想事例)

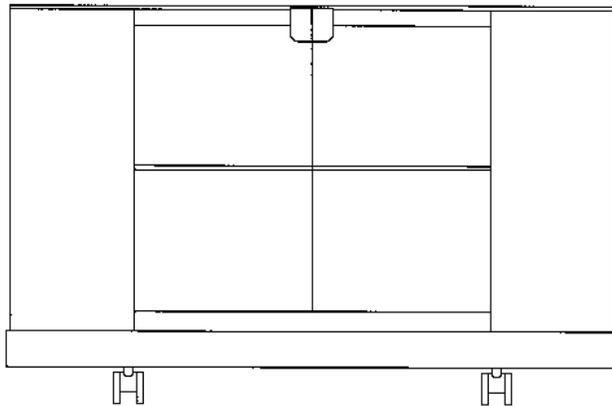
【説明欄の記載例】

1.1) Left side view; 1.2) Front view; 1.3) Right side view; 1.4) Back view; 1.5) Top view; The portion surrounded by the dotted-dashed line in the reproduction No.1.2 is a portion for which design registration is sought as a partial design; the dotted-dashed line shows only the boundary between the part for which design registration is sought as a partial design and the other part.

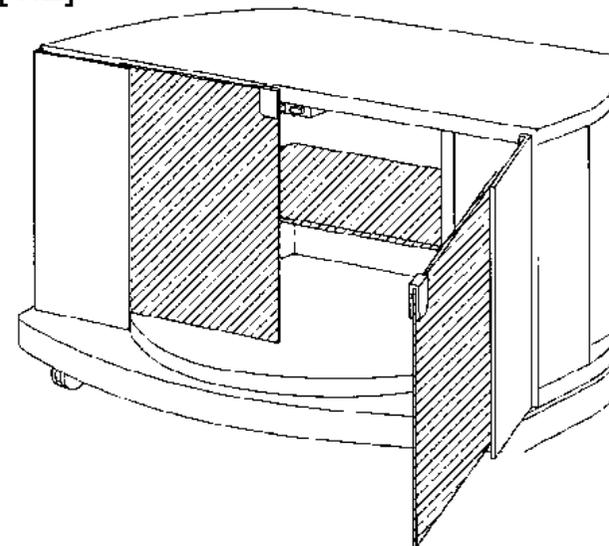
②参考図：透明部を表すための参考図

- 国際事務局の方式審査では、透明部を表すためのハッチング表現は、説明欄に、それが意匠を構成しないものである旨の記載をすることにより、認められる。

[1.1]



[1.2]



(仮想事例)

他の図は省略

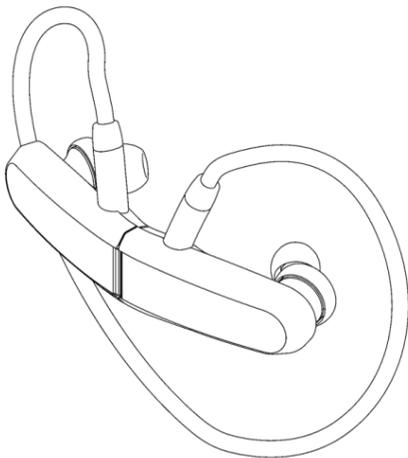
【説明欄の記載例】

1.1) Front view; 1.2) Reference view indicating transparent parts; the hatching itself shown in the reproduction No. 1.2 is provided only to indicate transparent parts and it forms no part of the claimed design (disclaimer).

②参考図： 使用状態を示す参考図

- 国際事務局の方式審査では、出願の意匠の理解を助けるために、出願の意匠と出願の意匠以外のものとを合わせて表す参考図(使用状態を示す参考図)も、認められる。
- この場合、出願の意匠以外のものは破線で表すことが望ましいが、実線で記載した場合でも、それが意匠を構成しないものである旨の記載をすることにより、認められる。

[1.1]

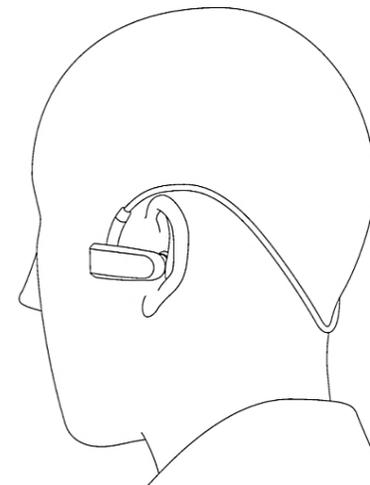


(仮想事例)



他の図は省略

[1.8]

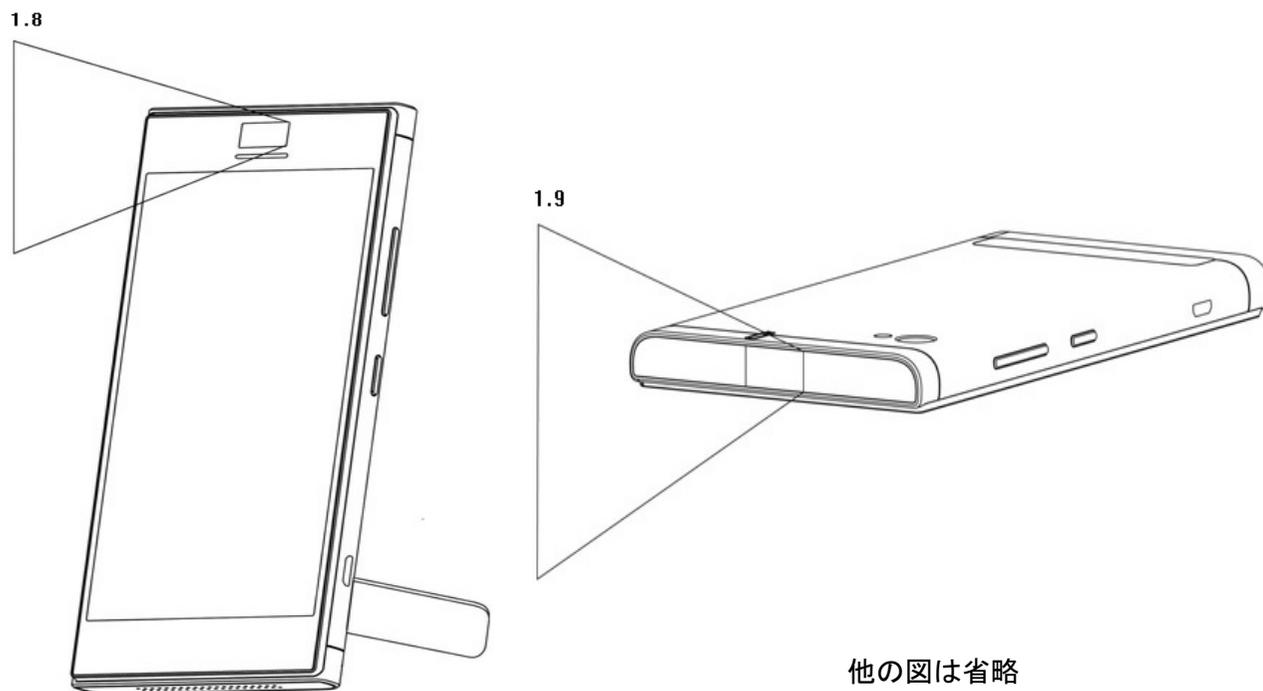


【説明欄の記載例】

1.1) Perspective view, 1.2) Front view, 1.3) Top view, 1.4) Right side view, 1.5) Left side view, 1.6) Back view, 1.7) Bottom view, 1.8) Reference view of state in use. The human figure shown in the reproduction No. 1.8 forms no part of the claimed design.

②参考図： 使用状態を示す参考図

- 出願の意匠以外のものを表す図形等は、破線で表すのが原則。
- 国際事務局の方式審査では、参考図を利用し、適切な説明を記載することで、実線による記載でも認められる場合がある。



(実際の国際登録の例)

DM/087435 “Multi-mode smart phones ”

【説明欄の記載】

The figures 1.8-1.9 are reference drawings; the trapezoids in figures 1.8 and 1.9 do not belong to the product; they are virtual projector effects

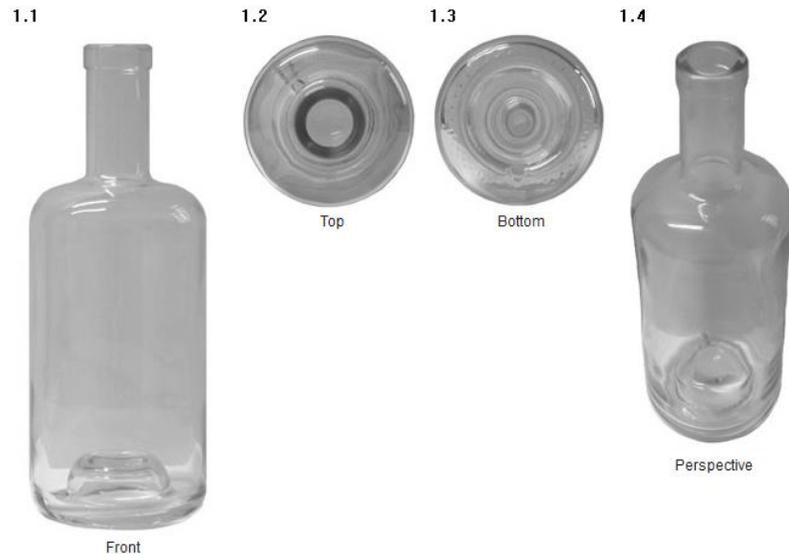
- 国際出願の場合、説明(Description)の記載は原則として任意であり、常時必須とはされていないが、すべての国際出願について含めることが認められている事項でもあるため、これを有効活用することが重要。[R7(5)(a)]
- 説明の記載は、意匠の複製物(図面や写真)に現れる特徴に関するものでなければならず、技術的な特徴に関するものであってはならない。(“技術的な特徴”でなければ、意匠の操作や利用方法についての記載も認められる。)[R11(2)]
- また、記載した説明の内容は、国際事務局が他の2言語(英語で出願した場合にはフランス語とスペイン語)に翻訳しなければならないため、説明の記載が100語を超える場合には、1語につき2スイスフランの追加手数料が発生する。



- 簡潔で明瞭な説明記載をすることが最も重要。
- 次のような場合には、説明の記載が効果的。
 - ・図の表示や図の省略を表す場合
 - ・複製物(図面や写真)にディスクレーム部や意匠を構成しないものを表す場合
 - ・意匠や製品の理解を助けるために必要な場合 など

① 図の表示に関する説明の記載例

1.1 front view; 1.2 top view; 1.3 bottom view; 1.4 perspective view



※ P41、第10欄のコード選択により入力可能。

DM/085709; “Bottle”

② 図の省略に関する説明の記載例

Right side, top and bottom views are omitted because they are identical or mirror image of the left side view

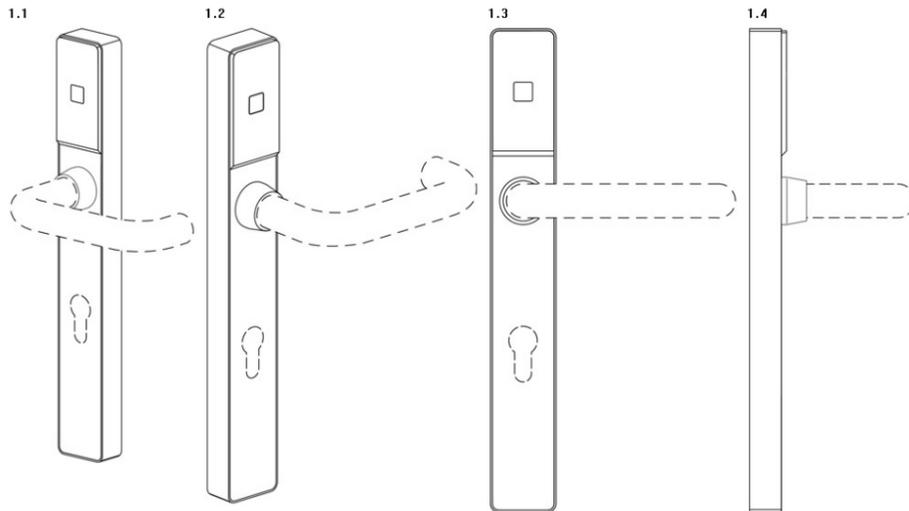
※ 下図に示す意匠のように、同一又は対称に現れる図を省略する場合の説明の記載例。



DM/084264; “Watch dial”

③ ディスクレーマーに関する説明の記載例

the handle and the key hole, shown in broken lines, are not part of the claimed design



DM/084412; “Door fittings”

④ 製品理解を助けるための説明の記載例

Heel protection designed to protect the back of shoes or sandals against rubbing or damage while driving or traveling and to improve safe driving

下線部は、本来好ましくない表現



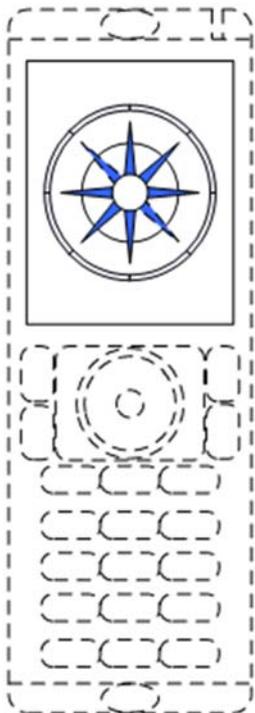
DM/084820; “Heel protector”

⑤ “技術的な特徴”に関する説明とは判断されない説明の記載例(仮想事例)

The article is a mobile phone which bears an azimuth measurement function. The figure shown on the display in the front view indicates the measured azimuth, and the compass rotates according to the measured azimuth.

azimuth measurement function: 方位計測機能

[1.1]



[1.2]



[1.3]

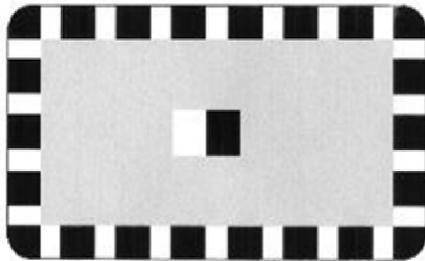


他の図は省略

※ 出願の意匠の外観形態と直接関係する用途や機能、操作や使用方法についての説明であれば認められるが、内部機構に関する説明や特許の明細書のような詳細な技術的記載は、認められない可能性が高いことに留意が必要。

- 一つの国際出願には、同時に複数の意匠を含めることができるが、一つの国際出願に含めることができる意匠(製品)の範囲や、一つの意匠と認められる範囲については、留意が必要。

①一の意匠(形態)に対して、二以上の製品を記載してはならない。



他の図は省略

(仮想事例)



他の図は省略

○ 「bathroom mat」

✗ 「carpets, mats or rugs」



これらの製品は、いずれも国際意匠分類の第6類(室内用品)に属するものであるため、同じ内容の図面を複数作成、添付することにより、複数の意匠を含む国際出願とすることが可能。

○ 「passenger car」

✗ 「passenger car, toy car」

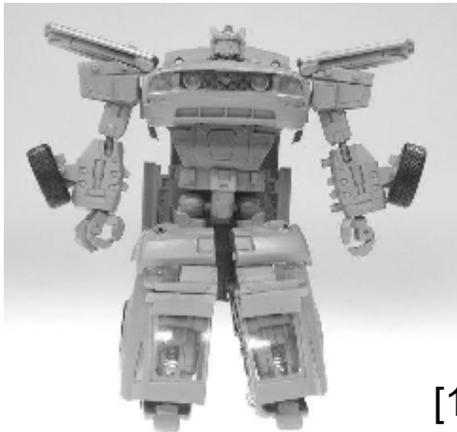


これらの製品は、国際意匠分類の異なる類(第12類(輸送又は昇降の手段)、第21類(遊戯用具、がん具、テント及び運動用品))にそれぞれ属するものであるため、一つの国際出願に含めることはできず、複数の国際出願としなければならない。

② 形態が変化する意匠の場合

- 国際事務局の方式審査では、変化の前後の態様が複製物に示され、その旨の言及が明確になされていれば、一つの意匠と認められる。

[1.1]



[1.2]



[1.3]



(仮想事例)

Toy robot

【説明欄の記載例】

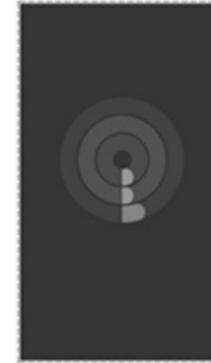
As shown in the reproductions, the shape of this product is changeable from the humanoid robot No. 1.1 through 1.2 to the car in No. 1.3.

10.1



10.1) First Image

10.2



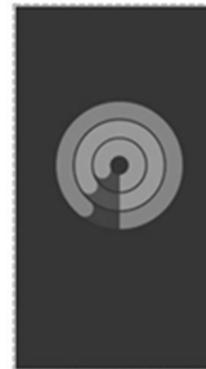
10.2) Second Image

10.3



10.3) Third Image

10.4



10.4) Fourth Image

10.5



10.5) Fifth Image

10.6



10.6) Sixth Image

DM/084412;
“Animated graphical user interfaces”

※ このような製品 (Graphical user interface) の意匠は、保護対象とならない締約国があることに留意が必要。

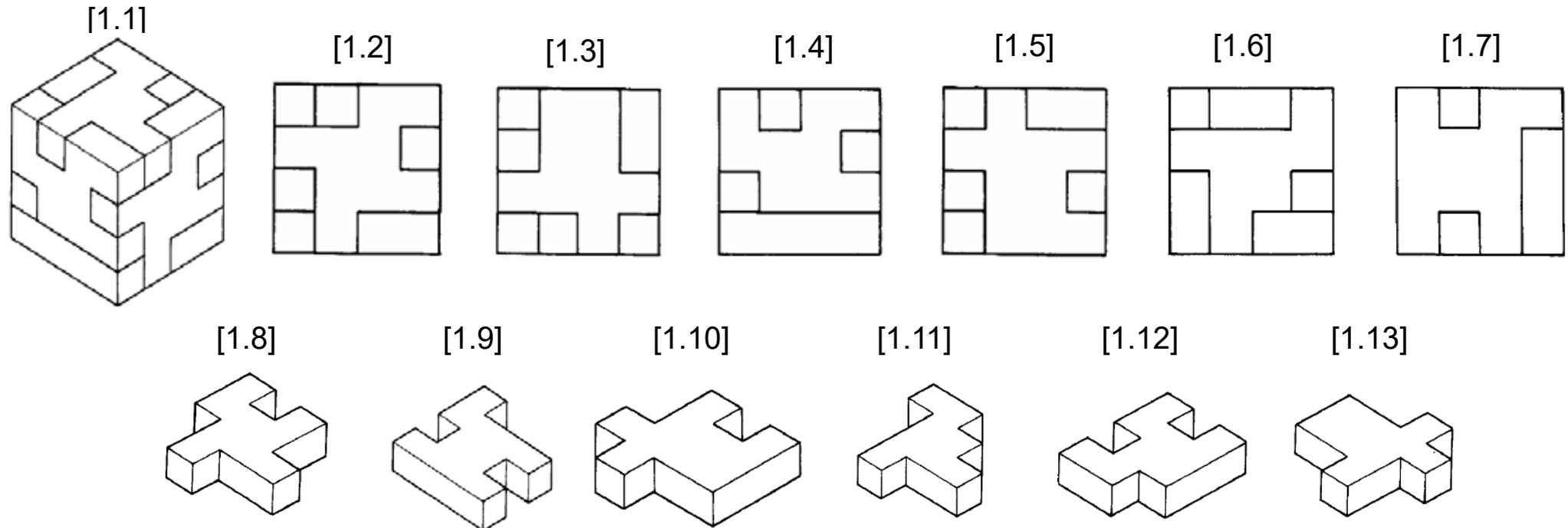
【説明欄の記載 (原文は複数形で記載)】

Design 10 is an animated graphical user interface, in which the appearance of the animated image sequentially transitions between the images shown in views 10.1 to 10.6

③ 複数の構成物からなる意匠の場合

- 国際事務局の方式審査では、複数の構成物の全てが組み合わされた図(最低でも1図)があれば、一つの意匠と認められる。
- 構成物全てが組み合わされた図の提出がない場合には、各構成物が、それぞれ一つの意匠を表すものとして判断される。

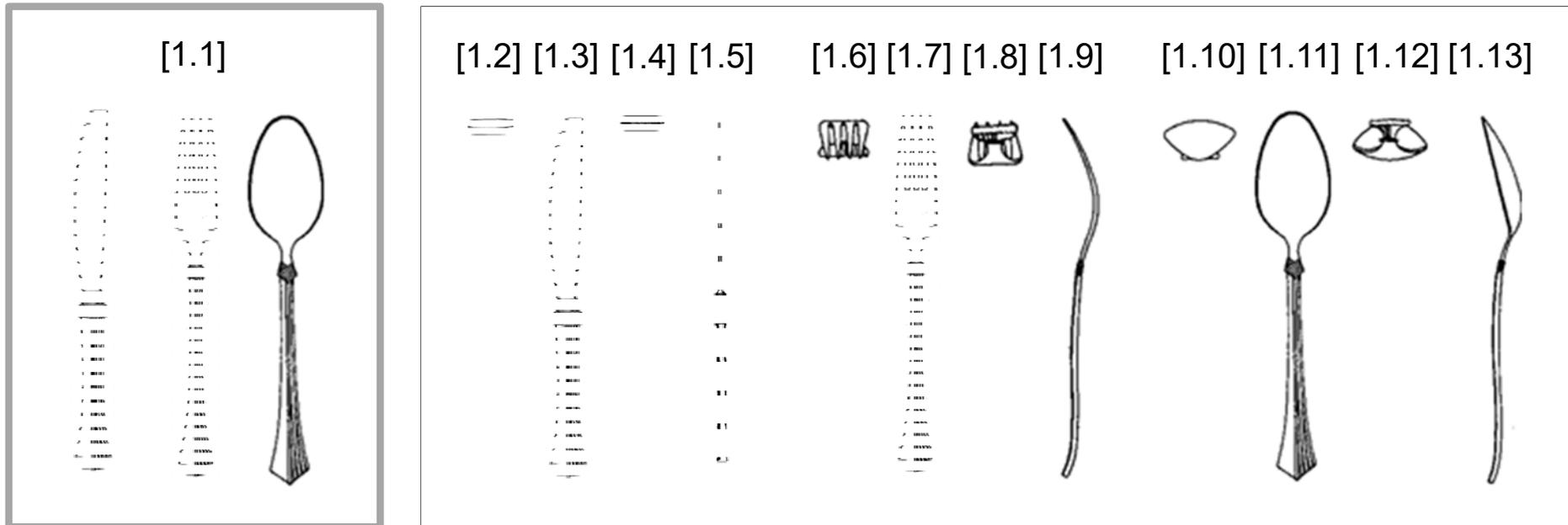
(仮想事例) 「組木」



④ 複数の物品からなる意匠(組物の意匠)の場合

- 国際事務局の方式審査では、複数の物品の全てを表した図(最低でも1図)があれば、一つの意匠と認められる。
- 複数の物品の全てを表した図の提出がない場合には、各物品が、それぞれ一つの意匠を表すものとして判断される。
- 製品の表示は、「Set of ~」や「~ set」のように記載する。

(仮想事例)



※各物品それぞれの図面の提出は原則任意だが、韓国を指定する場合には必須。

※日本を指定する場合、組物として出願することができるのは、意匠法施行規則別表第二に規定された56種のみ。

WIPO国際事務局の方式審査をクリアし、国際登録となった場合であっても、各審査官庁の実体審査において意匠が開示不十分であるという理由で拒絶される場合がある。

→どのような場合に審査官庁において拒絶される可能性があり、これを未然に防ぐために、どの審査官庁を指定したとしても安全と考えられる複製物作成のポイントを紹介。

【審査官庁から意匠が開示不十分として拒絶される可能性がある場合】

- ①製品の全体構成についての開示が不十分な場合
- ②複製物の一部が不明確な場合
- ③製品の形状が不明確な場合
- ④一の意匠において複数の異なる形式の複製物が混在する場合

[出典]

WIPO “Guidance on Preparing and Providing Reproductions in Order to Forestall Possible Refusals on the Ground of Insufficient Disclosure of an Industrial Design by Examining Offices” (Rule 9(4) of the Common Regulations under the 1999 Act and the 1960 Act of the Hague Agreement) (2016.8)

http://www.wipo.int/export/sites/www/hague/en/how_to/pdf/guidance.pdf

※各審査官庁における留意点等については、一部内容を省略していますので、詳しくは上記出典元をご確認ください。
※参考和訳も公開されております。

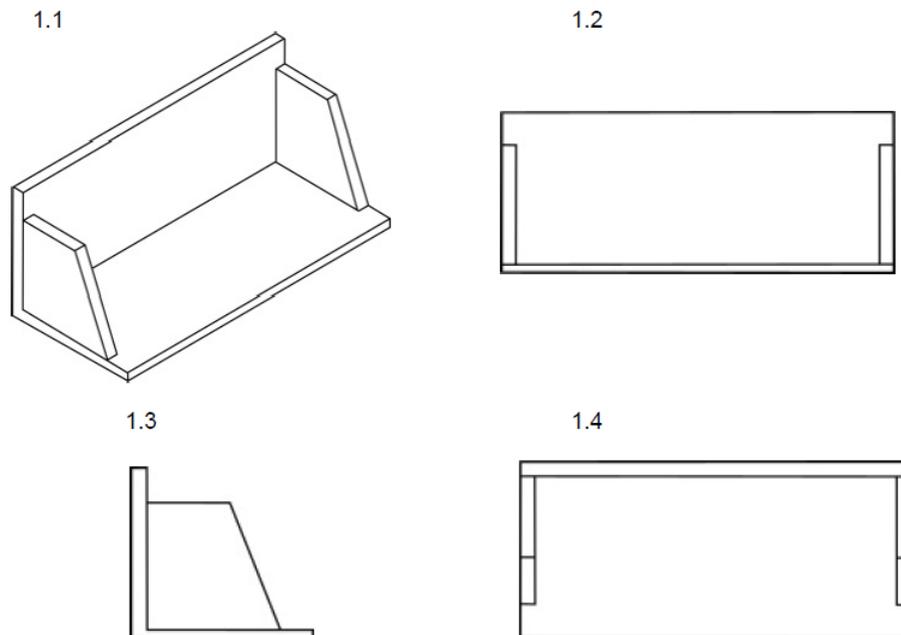
http://www.wipo.int/export/sites/www/about-wipo/ja/offices/japan/pdf/hague_reproductions_guidance.pdf

①製品の全体構成についての開示が不十分な場合

製品の全体構成が完全に示されていない場合、審査官庁によってはその意匠が十分に開示されていないと判断される場合がある。

■問題となり得る例

製品名：“Bookstand”



凡例： 1.1) Perspective 1.2) Front;
1.3) Left; 1.4) Top.

→右側面、背面、底面の態様が不明である。

【審査官庁から拒絶されないためのポイント】

- (a) 製品の全体構成を開示するのに十分な図を提出する。
- (b) 省略した図について説明を記載する。
- (c) 製品の保護を受けようとする部分を図中に示す。

ポイント(a) 製品の全体構成を開示するのに十分な図を提出する。

(i) 立体の製品の場合は、正面、背面、平面、底面、右側面及び左側面を示す6面図を、平面的な製品(例ポストカード、テキスタイル等)の場合は表面及び裏面を示す2つの図を提出する。

(ii) 6面図の代わりに、意匠の全体構成を示す2つの斜視図を提出する。

(iii) これらの図は、他の図と同じ縮尺にする。

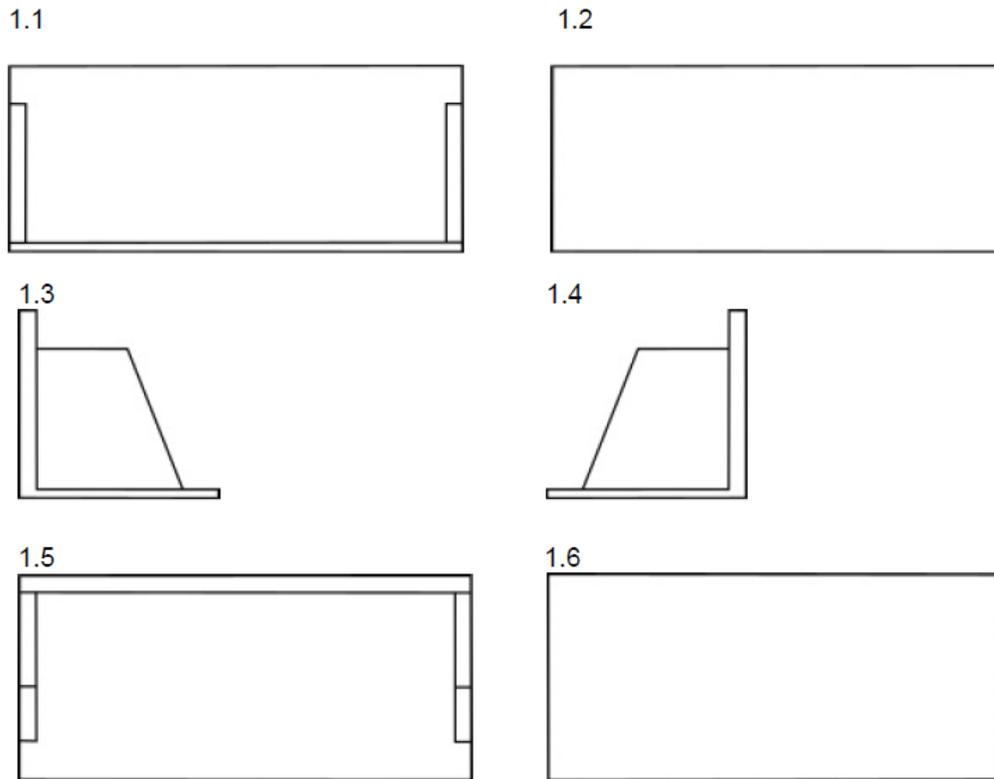
※6面図、斜視図のみでは製品の細部を完全に開示できない場合には、その部分についての「拡大図」を提出する必要がある。

(iv) 図の向きを示す適切な凡例(Legends: 最大40文字)又は説明(Description)を記載する。

(v) 1つの出願に複数の意匠が含まれる場合、それぞれの意匠について、個別に開示する。

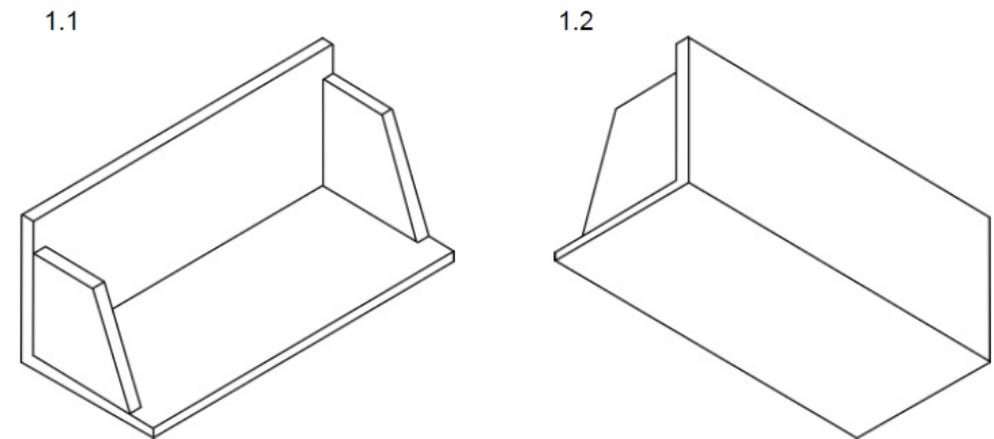
■ポイント(a)を踏まえて記載した例

(A) 6面図の場合



凡例 : 1.1) Front; 1.2) Back; 1.3) Left;
1.4) Right; 1.5) Top; 1.6) Bottom.

(B) 意匠の全体構成を示す2つの斜視図の場合



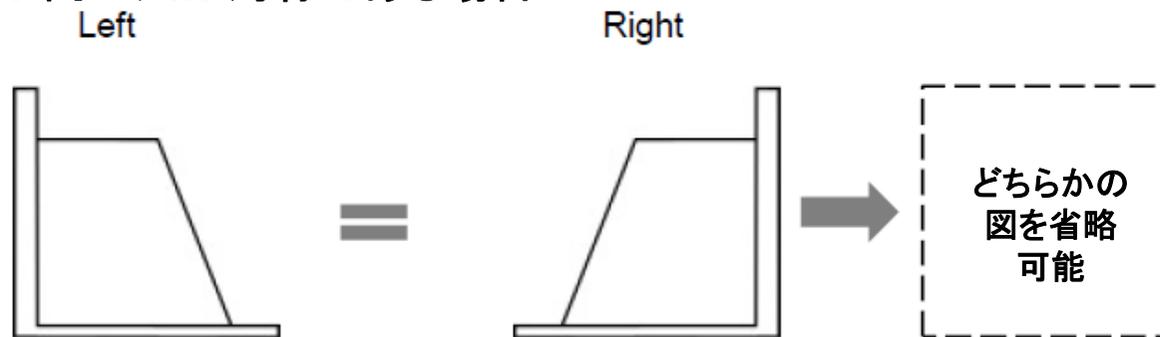
凡例 : 1.1) Perspective (front, top, left);
1.2) Perspective (back, bottom, right)

①製品の全体構成についての開示が不十分な場合

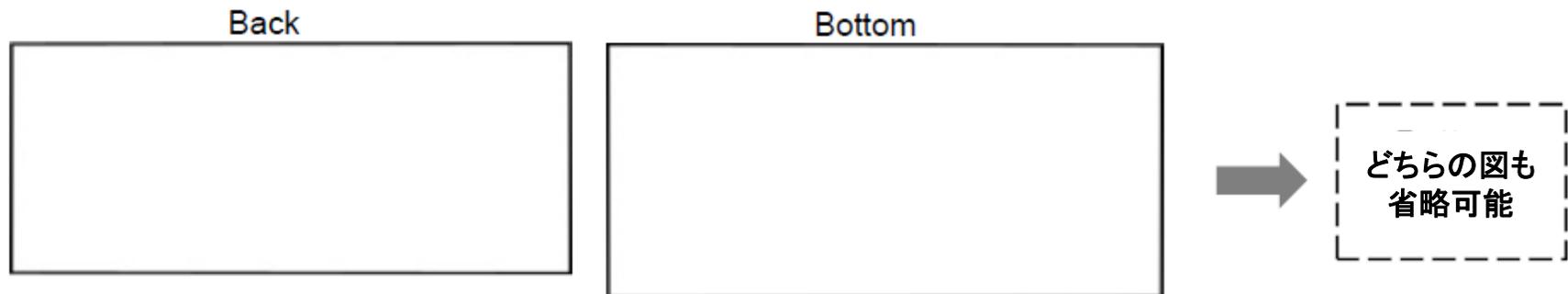
ポイント(b) 省略された図について説明を記載する。

一対の図が同一若しくは対称である場合の一方の図、又は製品の平坦かつ無模様な面を表す図について、省略したい場合には、どの図が省略されたのかと省略の理由を、説明の中で説明する。

- ・一対の図が同一又は対称である場合



- ・製品の平坦かつ無模様な面を表す図である場合

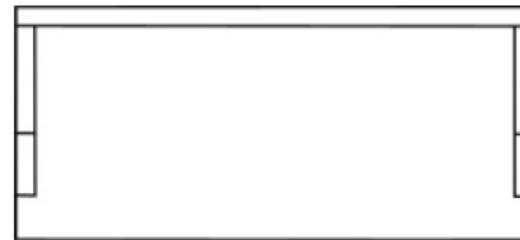


■ポイント(b)を踏まえて記載した例

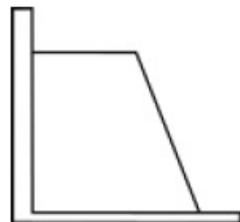
1.1



1.2



1.3



凡例： 1.1) Front; 1.2) Top; 1.3) Left.

説明：A back view and bottom view are omitted because the surfaces of the back and the bottom of the product are flat and include no ornamentation. The right side view is omitted because it is a mirror image of the left side view.

■日本を指定する場合は、製品の平坦かつ無模様な面を表す図の場合でも、省略することはできない。

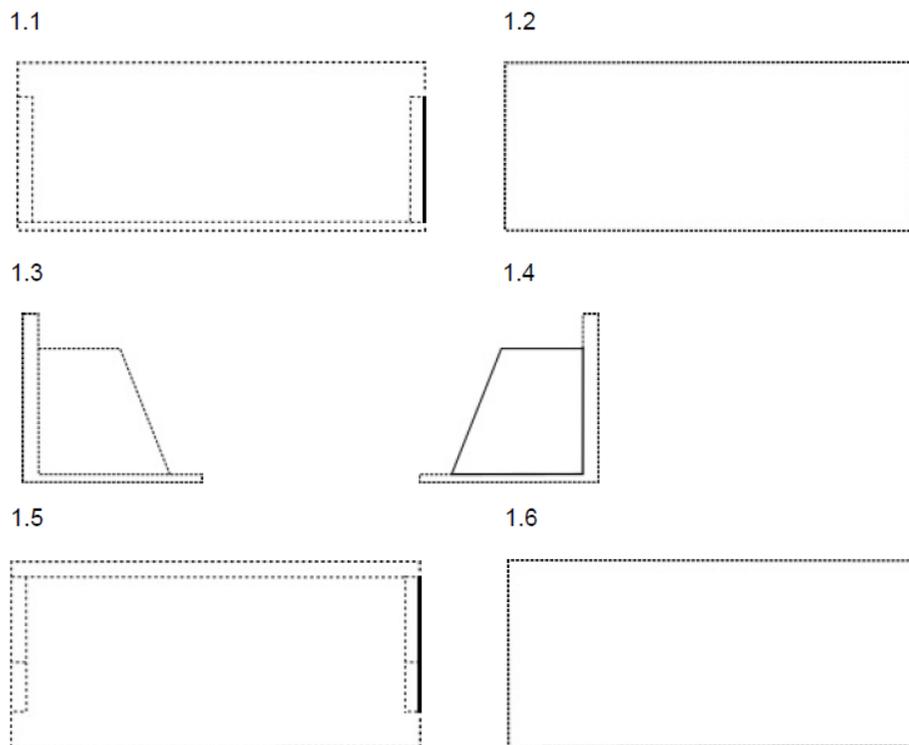
■米国を指定する場合、省略された図の説明は、省略された図が保護を求める意匠の一部を含む場合にのみ必要である。

ポイント(c) 製品の保護を求めない部分(ディスクレーマー)を図中に示す。

- (i) 製品の一部分のみについて保護を求める場合でも、6面図または2つの斜視図で意匠の全体構成を表した上で、保護を求めない部分(ディスクレーマー)を点線、破線又は着色によって示す。
- (ii) 保護を求めない部分(ディスクレーマー)を図中でどのように示しているかについて、説明に記載する。
- (※少なくとも日本を指定する場合には、保護を求める部分を明確に示すために、当該説明を記載する。)

■ポイント(c)を踏まえて記載した例

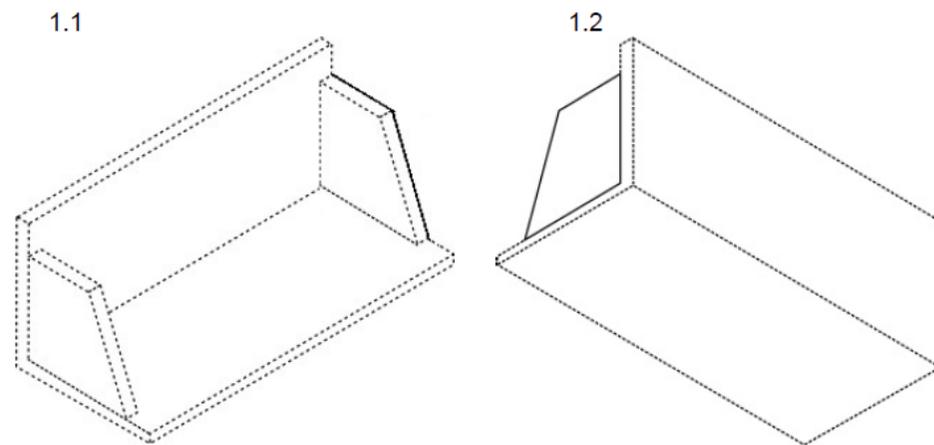
(A) 6面図の場合



凡例: 1.1) Front; 1.2) Back;
1.3) Left; 1.4) Right;
1.5) Top; 1.6) Bottom.

説明: The parts shown by means of broken lines in the reproductions are not part of the claimed design.

(B) 意匠の全体構成を示す2つの斜視図の場合



凡例: 1.1) Perspective (front, top, left);
1.2) Perspective (back, bottom, right).

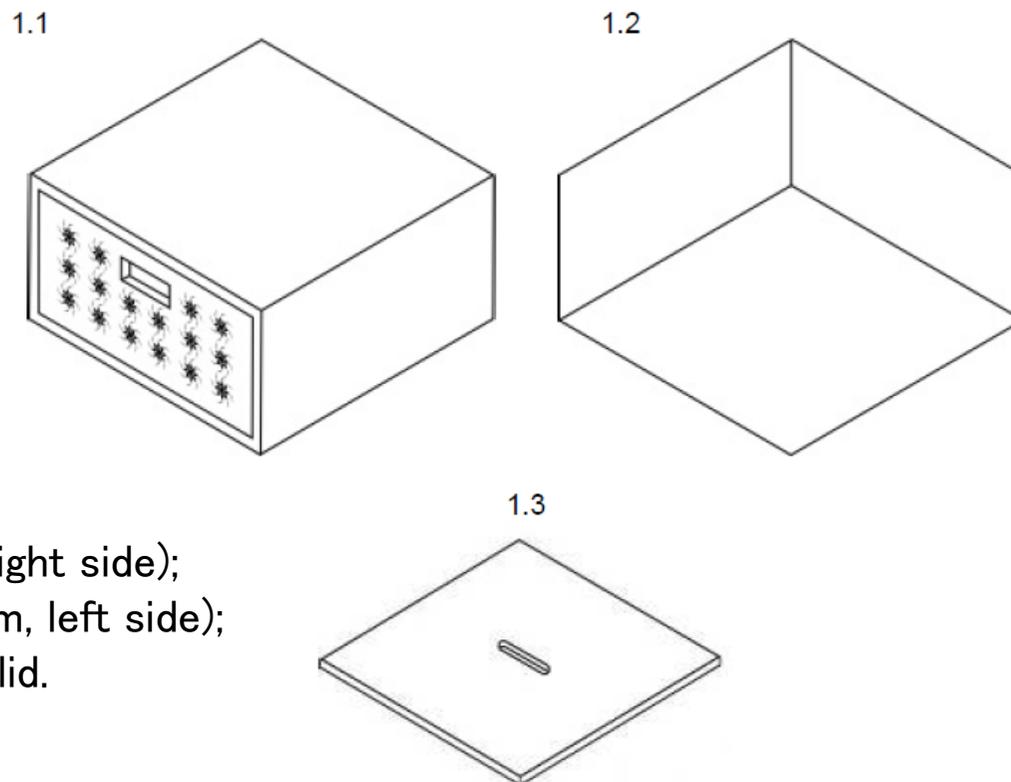
説明: The parts shown by means of broken lines in the reproductions are not part of the claimed design.

②複製物の一部が不明確な場合

複製物の一部が不明瞭である場合、審査官庁によって意匠が十分に開示されていないと判断される場合がある。

■問題となり得る例

製品名：“Storage box”



- 凡例:
- 1.1) Perspective view (front, top, right side);
 - 1.2) Perspective view (back, bottom, left side);
 - 1.3) Perspective view of the inner lid.

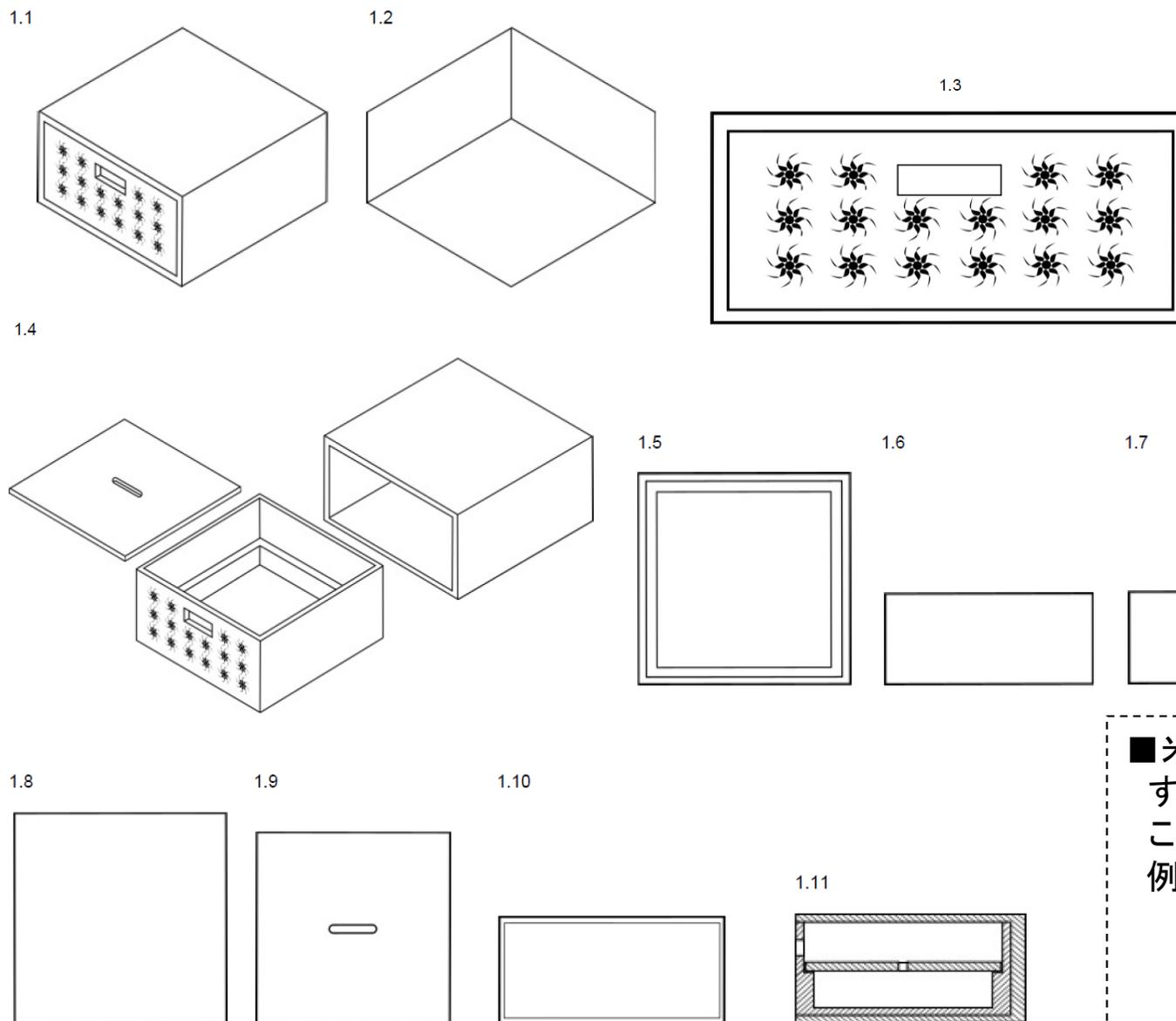
→中箱と中蓋を有する保管ボックスであるのにも関わらず、ボックス内部の様相が明らかでない。

→正面に表れる模様部分が不明瞭である。

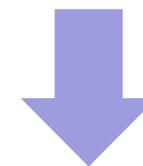
【審査官庁から拒絶されないためのポイント】

- (a) 製品の特定の部分についてより明確に開示するために、製品の全体構成を表す図に加えて、(部分的な)拡大図、展開図、断面図、製品の使用状態を示す図などを提出する。
- (b) この場合、何を示す図であるかが曖昧にならないよう、適切な凡例又は説明を記載する。
例) 拡大図について、適切な凡例又は説明がない場合、他の図とは異なる縮尺で表されていることにより、他の図と相互に一致していないと判断される可能性がある。
- (c) 拡大図又は断面図を提出する場合、製品のどの部分を拡大又は切断した図であるかを、説明又はそれに対応する凡例の中で示す。

■ポイント(a)ないし(c)を踏まえて記載した例



- 1.1) Perspective (front, top and right);
- 1.2) Perspective (back, bottom and left);
- 1.3) Enlarged front view;
- 1.4) Exploded view;
- 1.5) Top of the inner box;
- 1.6) Back of the inner box;
- 1.7) Left of the inner box;
- 1.8) Bottom of the inner box;
- 1.9) Bottom of the inner lid;
- 1.10) Front of the outer case;
- 1.11) Cross-sectional view.



■ 米国又は日本を指定する場合、断面図を提出する際には、切断箇所が説明により特定できることが望ましい。

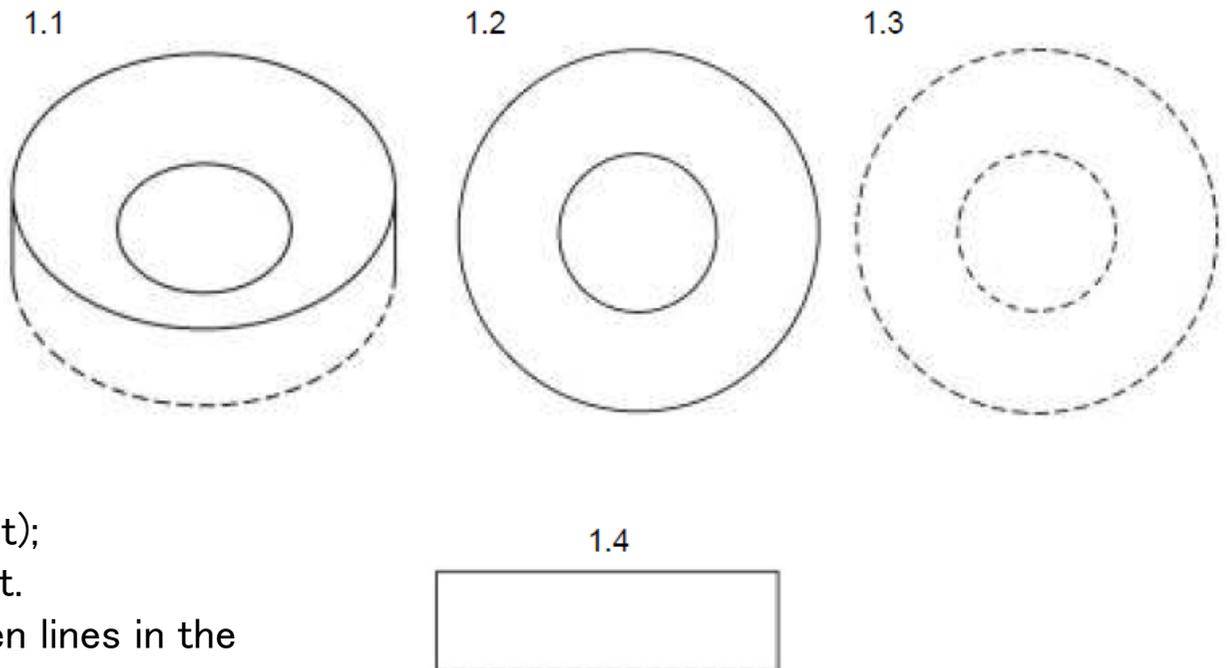
例：“Cross-sectional view taken through front to back center” ,
“Cross-sectional view sectioned vertically at the center of the front view”

③製品の形状が不明確な場合

保護を受けようとする部分の凹凸又は輪郭形状が、複製物及び説明の記載から明確でない場合、審査官庁によって意匠が十分に開示されていないと判断される場合がある。

■問題となり得る例

製品名：“Pharmaceutical tablet”



凡例： 1.1) Perspective (front, top and right);
1.2) Top; 1.3) Bottom; 1.4) Front.

説明： The parts shown by means of broken lines in the reproductions are not part of the claimed design. The left side view, the right side view and the back view are omitted because they are identical with the front view, respectively.

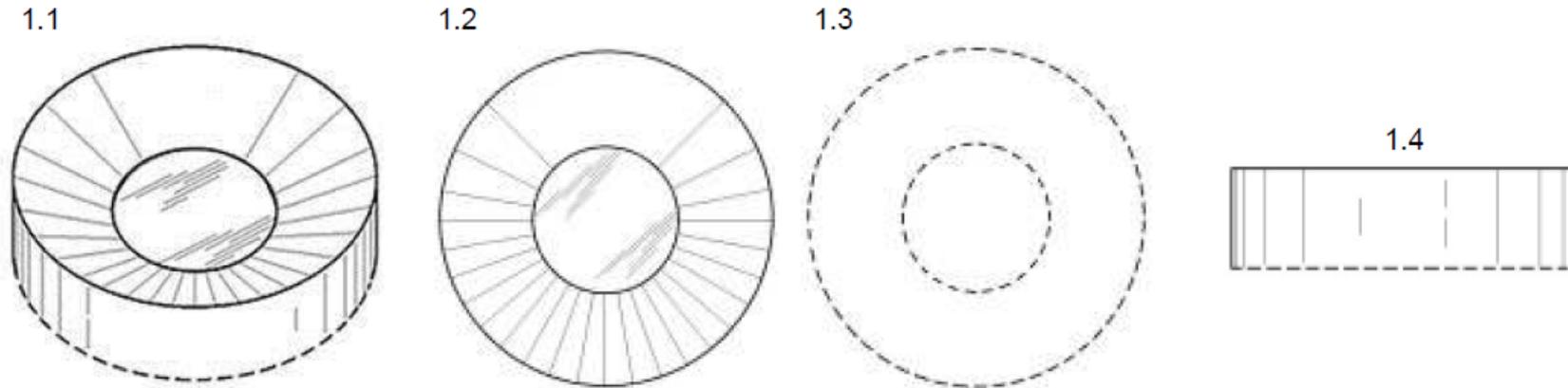
→保護を受けようとする部分の凹凸形状が不明確である。

【審査官庁から拒絶されないためのポイント】

- (a) 製品の凹凸又は輪郭形状を表すのが難しい場合は、シェーディング、網掛け、点、線を使って表現する。
- (b) ただし、保護を求める部分とそれ以外の部分を特定するのに混乱を来すことがないように、保護を求めない部分にシェーディング、網掛け、点、線を用いない。
- (c) 図中で使用した陰影、網掛け、点、線が何を示すかについて、模様との混同を避けるために、説明の中で明確に述べる。

■日本を指定する場合、製品の凹凸又は輪郭形状を具体的に表すために、斜視図や断面図を提出することも可能である。

■ポイント(a)ないし(c)を踏まえて記載した例



凡例： 1.1) Perspective (front, top and right); 1.2) Top; 1.3) Bottom; 1.4) Front.

説明： The parts shown by means of broken lines in the reproductions are not part of the claimed design. The parallel thin lines and the radial thin lines in the representation represent contours only and do not illustrate an ornamentation or decoration on the surface of the product. The left side view, the right side view and the back view are omitted because they are identical with the front view, respectively.

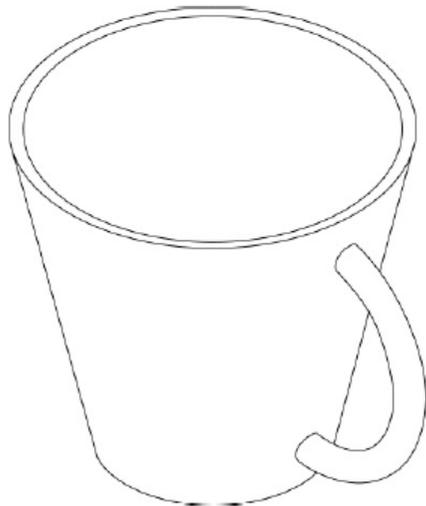
同一の意匠番号を付した複製物の中に、同一形状で異なる表現形式のものが含まれる場合、審査官庁によっては、色彩や模様等が異なる複数の意匠と判断される場合がある。

■問題となり得る例

- ・ 複製物の少なくとも1つが、写真であり、他のものは線図である場合。
- ・ 複製物の少なくとも1つが、線図であり、他のものはコンピュータグラフィック図面である場合。
- ・ 複製物の少なくとも1つが、カラー図面であり、他のものは白黒図面である場合。

製品名：“Cup”

1.1



1.2



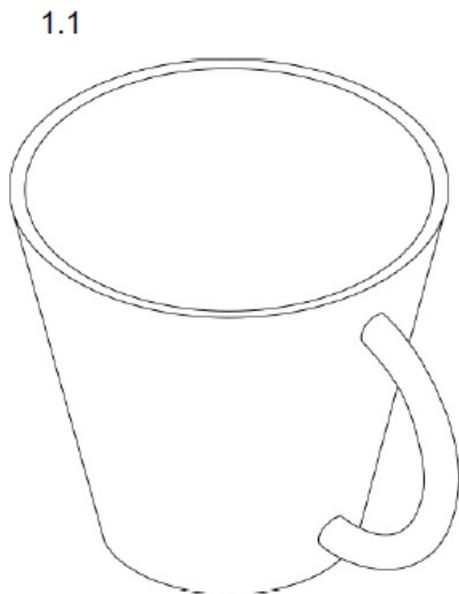
※意匠1について、1.1)は線図、1.2)はカラーのコンピュータグラフィック図面である。

【審査官庁から拒絶されないためのポイント】

- (a) 一の意匠において、異なる形式の複製物を併用しない。
- (b) 一の意匠において、白黒図面とカラー図面とを併用しない。

■一の意匠ごとに適切に複製物を表した例

二つの意匠を含む国際出願において、意匠1は線図で表され、意匠2はカラーのコンピュータグラフィック図面で表されている。



国際出願時に留意すべきポイント一覧

国際出願時に留意すべきポイント	審査官庁毎の推奨状況							
	HU	JP	KG	KR	MD	RO	SY	US
①製品の全体構成についての開示が不十分な場合に関して								
(a)(i) 立体の製品の6面図または平面的な製品の2つの図を提出する		◎		○	○	◎	◎	*
(a)(ii) 6面図の代わりに2つの斜視図を提出する	○			○	○	○	○	*
(a)(iii) 同じ縮尺の図を作成する		◎		○	◎	◎	◎	○
(a)(iv) 図の向きを示す適切な凡例又は説明を記載する	X	◎		○	○	◎	◎	◎
(a)(v) 一の国際出願に含まれる意匠毎に、十分に開示する特定の図を省略する場合	◎	◎		◎	○		○	◎
(b) 省略した図と、省略の理由について説明を記載する製品の一部分のみ保護を求める場合	X	◎		◎	○	○	◎	*
(c)(i) 点線、破線又は着色により保護を求めない部分を示す図を提出する	◎	◎		◎	◎	◎	◎	*
(c)(ii) 保護を求めない部分の表現方法について説明を記載する	○	◎		○	○	◎	◎	◎
②複製物の一部が不明確な場合に関して								
(a) 製品の特定の部分についてより明確に開示するため、製品の全体構成を表す図に加えて、その他の図(拡大図等)を提出する	◎	◎		○	○	○	◎	◎
(b) その他の図について、適切な凡例又は説明を記載する	X	◎		○	○	○	◎	◎
(c) 拡大図又は断面図が、製品のどの部分に関するものなのかについて、凡例又は説明を記載する	X	◎		○	◎	○	◎	◎
③製品の形状が不明確な場合に関して								
(a) 製品の凹凸又は輪郭形状を、陰影、網掛け、点、線により示す	○			○	○	○	○	◎
(b) 保護を求める部分とそれ以外の部分が不明確にならないよう、保護を求める部分以外の部分に陰影、網掛け、点、線を使わない	◎				◎		X	◎
(c) 図中の陰影、網掛け、点、線が何を示すのかについて説明を記載する	X	○		○	○	○	◎	○
④一の意匠において複数の異なる形式の複製物が混在する場合に関して								
(a) 一の意匠において異なる形式の複製物を併用しない	◎	○		○	○	○	○	◎
(b) 一の意匠において白黒図面とカラー図面とを併用しない	◎	◎		○	◎	○	◎	◎

◎：強く推奨 ○：推奨 X：非推奨 *：場合による

HU：ハンガリー; JP：日本; KG：キルギス; KR：韓国; MD：モルドバ; RO：ルーマニア; SY：シリアアラブ共和国; US：米国

各審査庁の審査基準等の情報については、以下の他、各審査庁のHP等をご参照ください。

【日本】

意匠審査基準

http://www.jpo.go.jp/shiryoku/kijun/kijun2/pdf/isyou-shinsa_kijun/0.pdf

意匠登録出願の願書及び図面等の記載の手引き

http://www.jpo.go.jp/shiryoku/kijun/kijun2/pdf/h23_zumen_guideline/all.pdf

ハーグ協定のジュネーブ改正協定に基づく意匠の国際出願において日本国を指定締約国とする際の留意事項

http://www.jpo.go.jp/seido/s_ishou/pdf/hague_notes/notes_jp.pdf

【韓国】

デザイン審査基準(JETROソウル仮訳)

http://www.jetro-ipr.or.kr/lawJudge_list.asp

【米国】

審査基準

<https://www.uspto.gov/web/offices/pac/mpep/>

A Guide to Filing A Design Patent Application

<https://www.uspto.gov/patents-getting-started/patent-basics/types-patent-applications/design-patent-application-guide>

1. ハーグ協定のジュネーブ改正協定の概要
2. 国際出願時の手続
3. 国際出願時の複製物(図面／写真)作成のポイント
4. 指定官庁としての日本国特許庁への手続

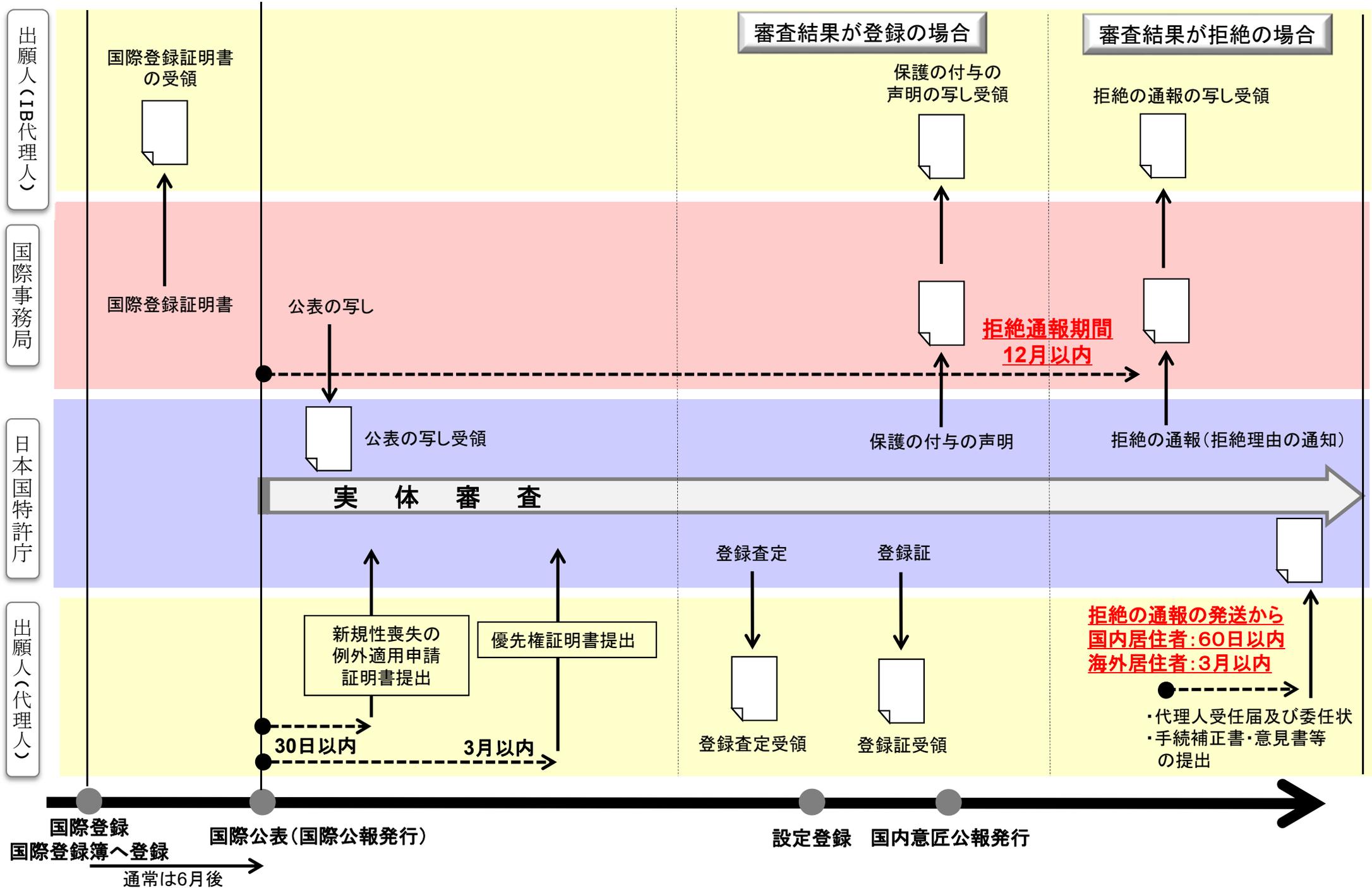
4. 1

指定官庁としての日本国特許庁への手続

4. 2

国際意匠登録出願の拒絶の通報への対応について

4.1 指定官庁としての日本国特許庁への手続



- 手続は国際公表以後に可能
- 手続書面は、国際登録の対象である意匠ごとに作成する
- 書面(紙)による手続(オンライン手続不可、電子化手数料は不要)
 - ただし、拒絶査定不服審判及び補正却下決定不服審判に係る手続はオンライン手続可能
(両審判に係る手続を書面により行った場合は、電子化手数料が必要)
- 手続書面には、日本国特許庁が付与した出願番号(意願2017-500XXX)を記載する
特許庁HP記事「国際意匠登録出願に係る国際登録番号と出願番号対応一覧の掲載について」参照
- 書面記載の注意点(国内の意匠登録出願の手続書面との違い)
 - ・出願人の氏名/名称及び住所/居所は、日本語による表記と国際登録簿に記録された原語による表記を併記する。
 - ・意匠に係る物品、意匠に係る物品の説明又は意匠の説明は英語で記載する。
- 日本国内に住所又は居所を有しない者は、意匠管理人を介して手続を行う
- 権利の承継や移転、出願人又は名義人の氏名・住所の変更の手続は、日本国特許庁に対して行うことができない
(国際登録の変更に係る手続はWIPO国際事務局に対して行う)

(2) 中間書類記載上の注意点

- 必ず、【住所又は居所原語表記】及び【氏名又は名称原語表記】欄を作成し、国際登録簿に記録された住所又は居所、氏名又は名称と同一の内容を記載する。
- 識別番号を用いて【住所又は居所】の欄及びその記載を省略することはできない。

【書類名】 代理人受任届
(【提出日】 平成27年12月 24日)
【あて先】 特許庁長官 殿
【事件の表示】
【出願番号】 意願2015-500000
【手続きをした者】
【住所又は居所】 東京都千代田区霞が関3-4-5
【住所又は居所原語表記】 3-4-5 Kasumigaseki,
Chiyoda-ku Tokyo 100-8913, JAPAN
【氏名又は名称】 意匠 花子
【氏名又は名称原語表記】 ISYO Hanako
【受任した代理人】
【住所又は居所】 東京都千代田区霞が関3-4-3
【弁理士】
【氏名又は名称】 国際 太郎 印
【提出物件の目録】
【物件名】 代理権を証明する書面 1

※【住所又は居所】及び【氏名又は名称】の下にそれぞれ【住所又は居所原語表記】、【氏名又は名称原語表記】の欄を設けて、国際登録簿に記録された文字と同一の文字で記載する
(英語であれば英語、フランス語であればフランス語、スペイン語であればスペイン語で記載する)。

※代理人に関する記載については、それぞれの原語表記欄は必要ない。

※【住所又は居所】の代わりに【識別番号】の欄を設けて識別番号を記載することにより、住所記載の省略をすることはできない。

- 新規性喪失の例外適用の申請は、①国際出願の願書において、又は、②後日、日本国特許庁に対して行う。
- 新規性喪失の例外適用の申請に係る証明書の提出は、国際公表から30日以内に日本国特許庁に対して行う。

➤ 新規性喪失の例外適用の申請

① 国際出願時に申請する場合

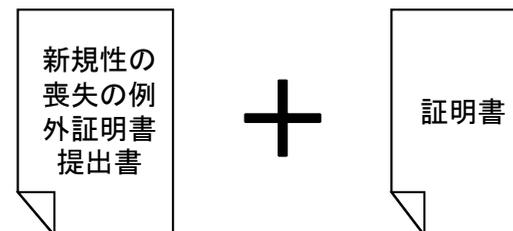
国際出願時に、願書[DM/1]の第15欄に必要事項を記入する。

② 日本国特許庁に申請する場合

国際公表から30日以内に、日本国特許庁に新規性喪失の例外適用申請書を書面により提出する（意匠法第60条の7）。

➤ 新規性喪失の例外適用の申請に係る証明書

上記①②いずれの場合であっても、国際公表から30日以内に、新規性の喪失の例外証明書提出書に証明書を添付して日本国特許庁に提出する（意匠法第60条の7）。



- 優先権主張は、国際出願の願書においてのみ可能。
- 優先権証明書は、国際公表から3月以内に日本国特許庁に提出する。

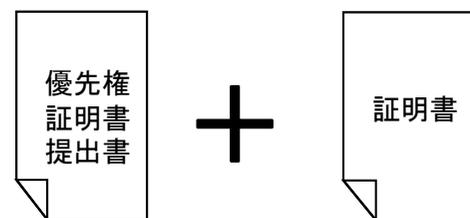
➤ 優先権主張

国際出願時に、願書[DM/1]の第13欄に必要事項を記入し優先権主張を行う。
※後日、WIPO国際事務局及び日本国特許庁に対して優先権主張することはできない。

➤ 優先権証明書

国際公表から3月以内に、優先権証明書提出書に証明書を添付して、書面により日本国特許庁に提出する(意匠法第60条の10)。

国際公表の翌週に日本国特許庁から出願人宛に優先権証明書提出に関するリマインダー通知を発送している。(行政サービスとして発送している。)



- ※ 国際公表より前に日本国特許庁に優先権証明書を提出することはできません。
- ※ 国際登録に意匠が複数含まれている場合、日本では意匠毎に出願とみなしますので、それぞれについて優先権証明書の提出が必要です。(援用可能)
- ※ 代理人が手続を行う場合、委任状の提出が必要となります。

- 手続の補正は、事件が特許庁に係属中であればいつでも可能。
- 手続の補正は書面により行う。

例)

- 【意匠に係る物品】の欄を補正する場合

【手続補正1】

【補正対象書類名】 意匠登録願

【補正対象項目名】 意匠に係る物品

【補正方法】 変更

【補正の内容】

【意匠に係る物品】Vehicle

※ 国際意匠登録出願に関する、手続補正時の留意点やよくある質問については、

4. 2 国際意匠登録出願の拒絶の通報への対応について(P91～)

でご説明します。

※ 特許庁HPでも、「国際意匠登録出願の拒絶の通報への対応について(よくある質問)」を公開中です。

http://www.jpo.go.jp/toiawase/faq/ishou_kokusai_kyozetsu.htm

➤ 我が国の意匠登録出願とみなされる国際出願

[意60の6(1)]

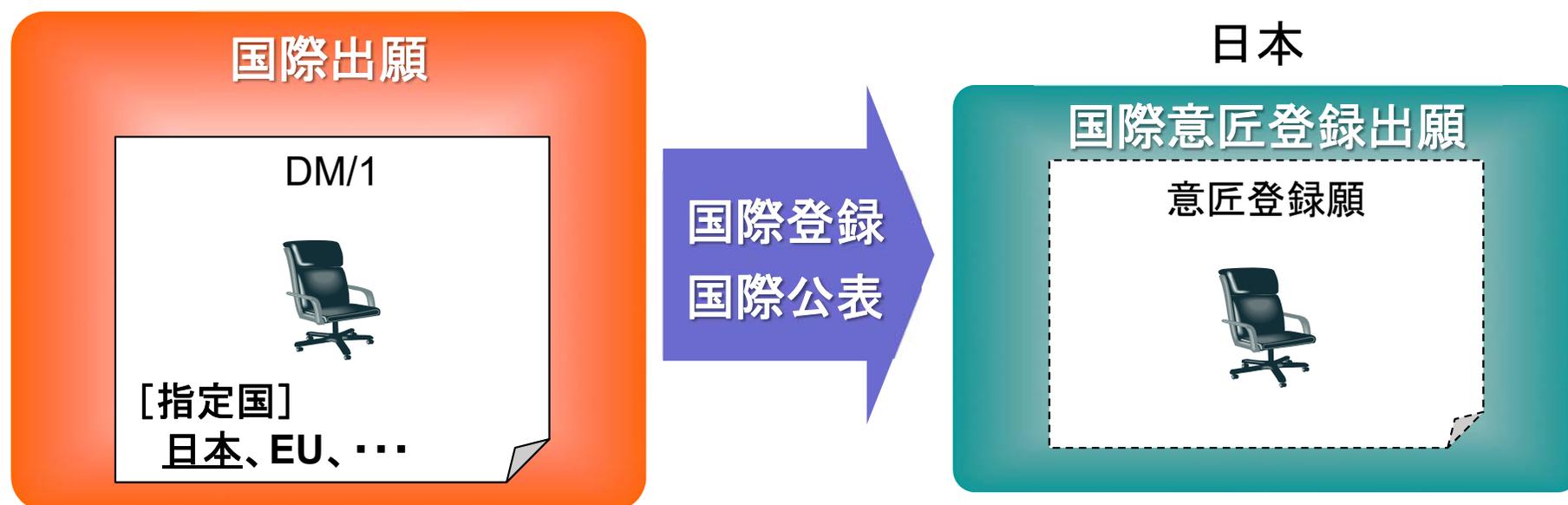
・以下の条件を満たす国際出願は、国際登録の日にされた我が国の意匠登録出願とみなされる

➤ 日本を指定国としている

➤ その国際出願に係る国際登録について、国際公表されている

※ 当該国際出願を「国際意匠登録出願」という

・国際意匠登録出願は、意匠法の規定に基づき、通常の国内出願と同様に扱われる



※ 以下、意匠法の参照条文番号を、意60の6(1)のように表記しています。(意匠法第60条の6第1項を表します。)

➤ 複数意匠を含む国際出願の取扱い



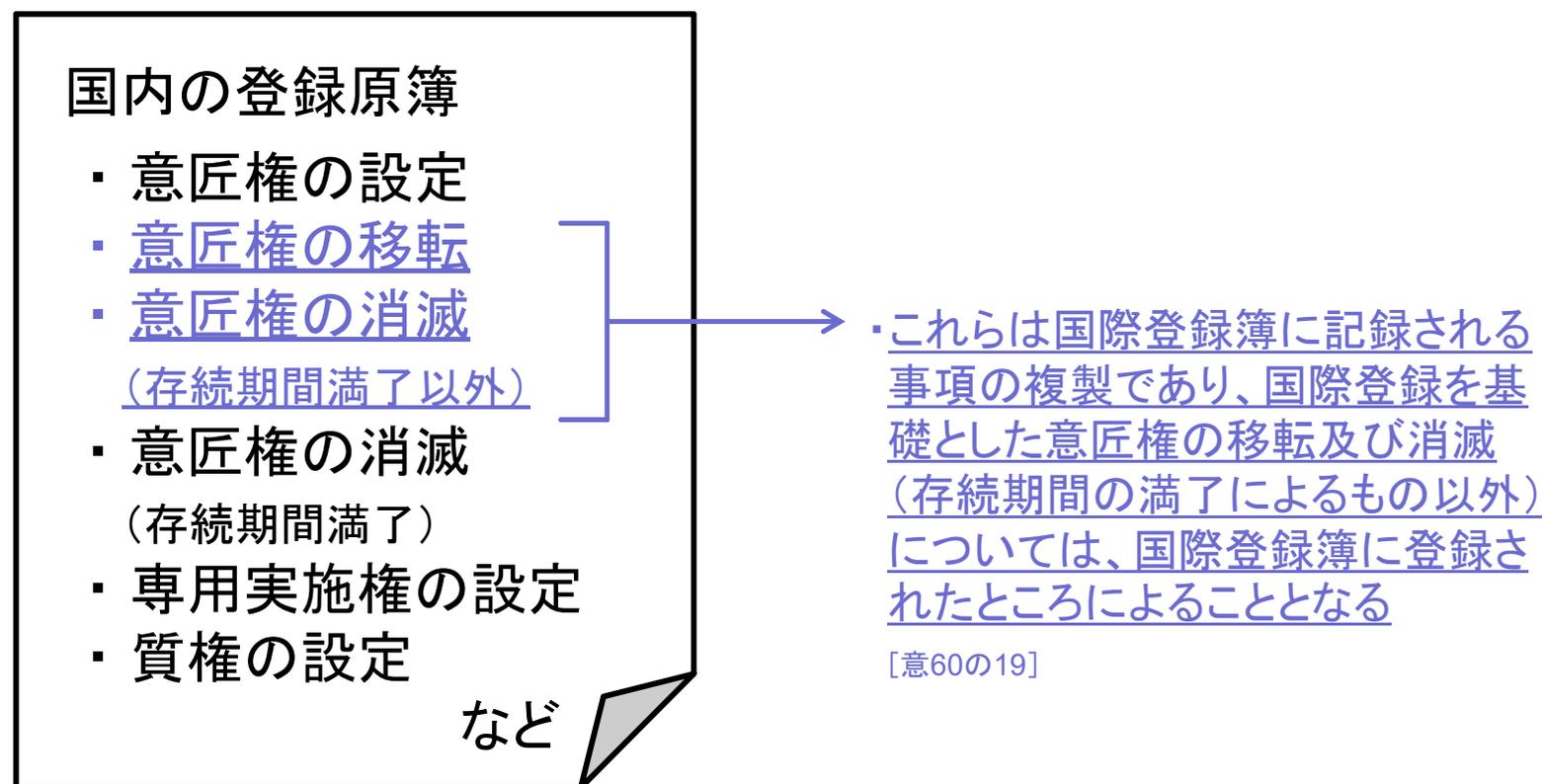
- 日本の取扱い [意60の6(2)]
 - ・国際出願が複数の意匠を含む場合、含まれる意匠ごとの複数の出願とみなす
- 審査
 - ・我が国の出願とみなされた各出願の意匠について、個別に審査を行う
 - ・登録査定となったものから、順次、意匠権の設定の登録を行う

http://www.jpo.go.jp/seido/s_ishou/hague_geneva_qanda.htm#q314

	通知	通知作成	発送元	送付先
※1	●優先権証明書提出の リマインダー通知 (サービス通知)	日本国 特許庁 (JPO)	JPO	出願人 (IB代理人には送付され ません)
※2	●拒絶の通報 (1回目の拒絶理由の通知) ●保護の付与の声明 * WIPO Hague Expressより 参照可能。	JPO	WIPO国際 事務局 (IB)	出願人又はIB代理人 (JPO代理人には送付され ません)
※3	●拒絶理由通知(2回目以降) ●登録査定 ●拒絶査定 ●登録証	JPO	JPO	出願人又はJPO代理人 (IB代理人には送付され ません)

日本国特許庁から通知を直接出願人に送付する場合(※1・3)は、WIPO国際事務局(IB)代理人に送付することではなく、またWIPO国際事務局経由で通知を出願人に送付する場合(※2)はJPO代理人に送付することはありません。

- 国内公報
 - ・国際登録を基礎とした意匠権の先行意匠調査を容易にするため、国内出願と同様の意匠公報を発行する
- 国内原簿
 - ・国際登録を基礎とした意匠権について、国内の登録原簿で、国内出願に基づく意匠権と同様の内容を把握可能とする



- 取下げ又は拒絶の場合には、個別指定手数料(登録料相当額)の返還請求が可能。
- 取下げ又は拒絶の確定から6月以内に、日本国特許庁に個別指定手数料返還請求書を提出する。

➤ 返還する個別指定手数料の金額

WIPO国際事務局にスイスフランで納付した個別指定手数料を日本国特許庁がWIPO国際事務局から受領したときにおいて日本円に換算した額から、1万5,300円を控除した額(意匠登録料に相当する額)。

➤ 例:WIPOからの個別指定手数料受領時のスイスフラン換算レート1CHF=100円だった場合の返還額

$$\frac{(665\text{CHF}(1\text{意匠分の日本の個別指定手数料}) \times 100\text{円})}{66,500\text{円}} - 15,300\text{円} = \underline{51,200\text{円}}$$

* 日本の個別指定手数料

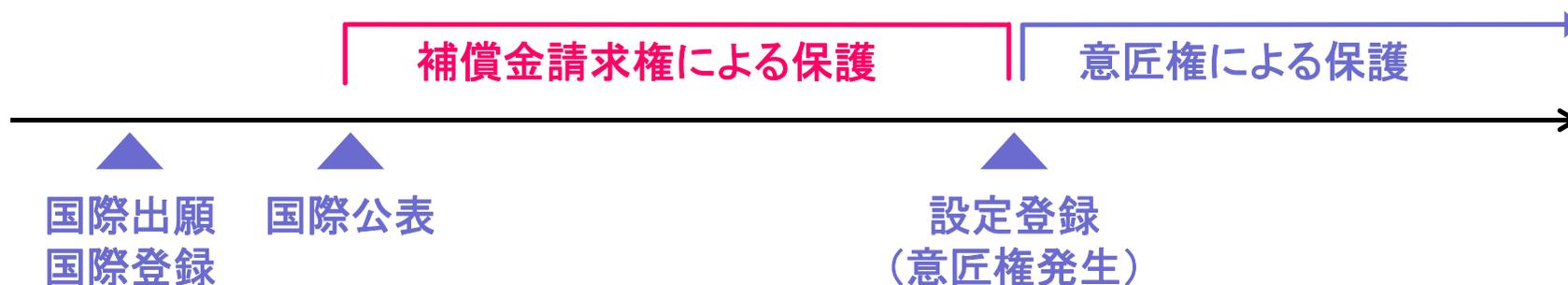
平成28年6月30日までの出願: 意匠ごとに 582スイスフラン

平成28年7月1日からの出願: 意匠ごとに 665スイスフラン

➤ 国際公表後の補償金請求権

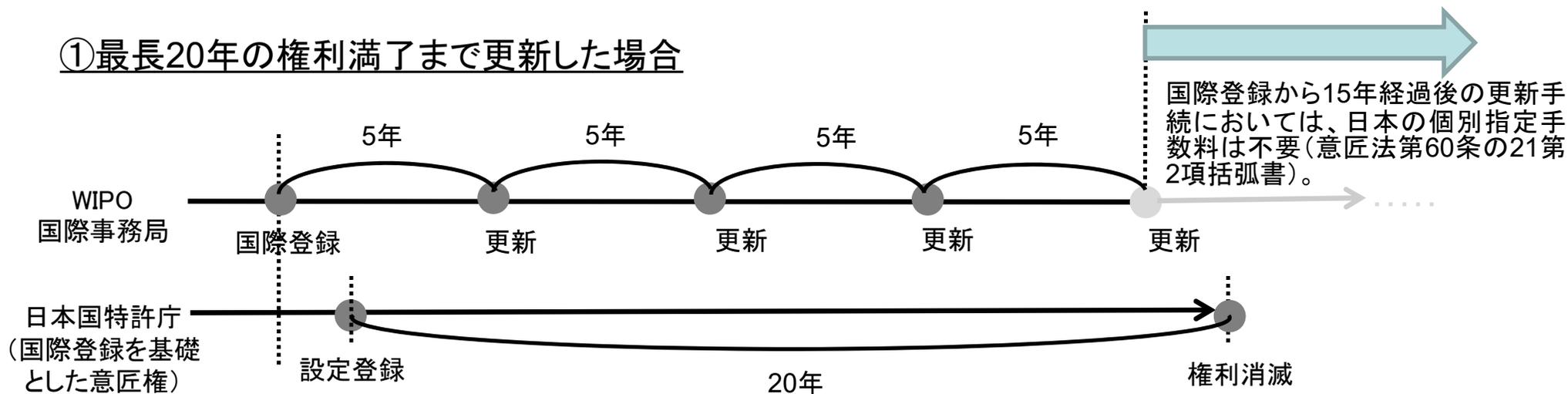
[意60の12]

- ・国際公表から設定登録までの間、第三者の実施(模倣)による被害を補償するための新たな権利を創設
- ・補償金請求権の行使
 - ✓ 国際公表後、国際意匠登録出願に係る意匠を記載した書面を提示して警告
 - ✓ 警告後から意匠権の設定登録までの間に、当該意匠又はこれに類似する意匠を業として実施した者に対して、実施料相当額の補償金の支払を請求することが可能(ただし、補償金請求権の行使は設定登録後)
 - ※ 警告しない場合であっても、国際公表された国際意匠登録出願に係る意匠であることを知りながら、業としてその意匠又はこれに類似する意匠を実施した者に対しては、補償金請求権を行使可能

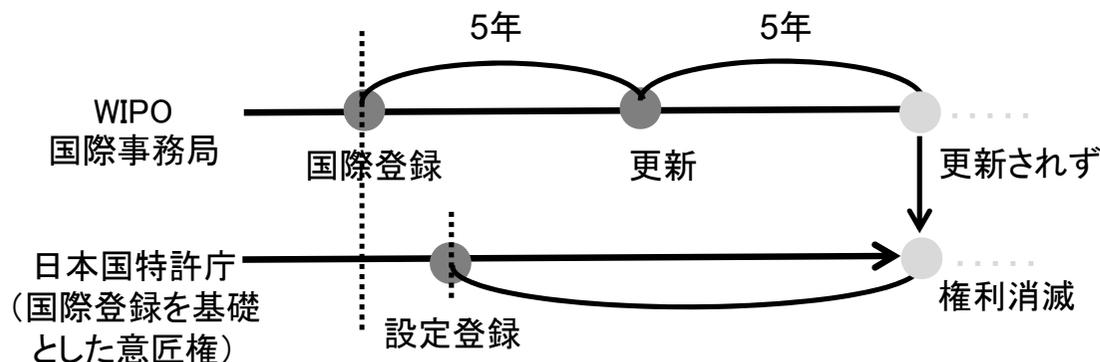


- 国際登録を基礎とした意匠権の存続期間は、設定登録から最長20年。
ただし、5年ごとにWIPO国際事務局に対して国際登録の更新手続を行うことが条件。

①最長20年の権利満了まで更新した場合



②途中で国際登録が更新されず消滅した場合



※国際登録を基礎とした意匠権は、国際登録が更新されず消滅した場合、その意匠権も消滅したものとみなされる(意匠法第60条の14第2項)。

(参考) 登録意匠の例

(1) 手続補正時の留意点(よくある質問)

- ①意匠の説明(DESCRIPTION)の補正について
- ②図(複製物REPRODUCTIONS)の補正について

(2) よくある拒絶の通報の例

- ①7条(意匠に係る物品)
- ②3条本文(意匠が具体的なものであるか)

(3) その他

<http://www.wipo.int/designdb/hague/en/>

DM/087 381

(28) Number of designs included in the international registration

2

(51) Class and subclass of the Locarno Classification

Cl. 10-02

(54) Indication of products

1.-2. Watches

(57) Description of the characteristic features of the design(s), or matter for which protection is not sought

The missing rear views are mirror images of the respective front view (representations 1.4 and 2.4)

(82) Statements contained in the international application

III. US: The ornamental design for a watch as shown and described

(81) Designated Contracting Parties

III. CH, EM, JP, KR, MC, SG, TR, UA, US

(66) Data relating to the principal design: numbers of the designs to be considered as designs related to that principal design

JP; for design No(s) 2; The present application; 1

(45) Date of publication of the registered industrial design by printing or similar process, or making it available to the public by any other means

22.01.2016

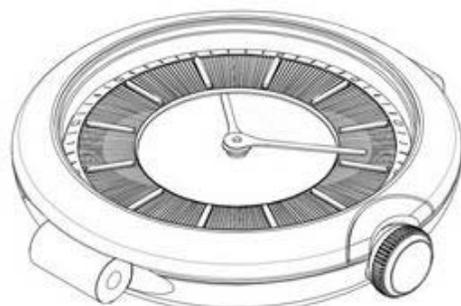
※書誌は一部抜粋

「意匠の説明」に該当

意匠審査基準112.1

国際登録簿に記録された事項と意匠登録出願の願書又は図面に記載すべき事項との対応関係

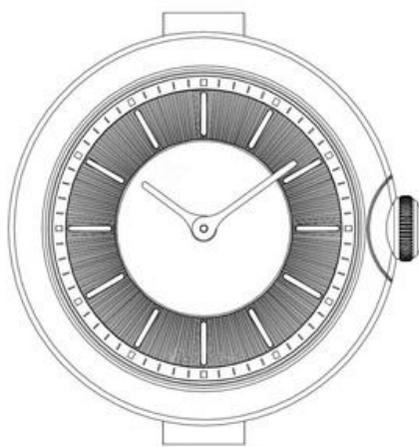
1.1



1.1) Perspective

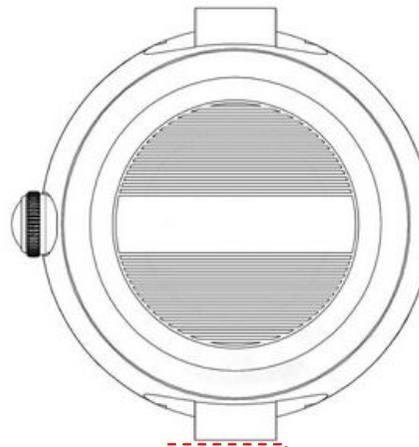
(55)の内容

1.2



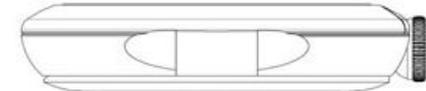
1.2) Top

1.3



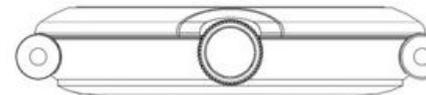
1.3) Bottom

1.4



1.4) Front

1.5



1.5) Right

1.6



1.6) Left

<http://www.wipo.int/haguebulletin/>

Bulletin No. 03/2016 - 22.01.2016

(11) [DM/087 381](#) (15) 16.07.2015

(22) 16.07.2015 (73) SALVATORE FERRAGAMO S.P.A., Via dei Tornabuoni, 2, I-50123 Firenze (IT) (86) EM, IT (87) EM, IT (88) EM, IT (85) EM (89) EM (74) Andrea SOLDATINI c/o Società Italiana Brevetti S.p.A., Corso dei Tintori, 25, I-50122 Firenze (IT) (72) Giorgio Galli, Via Stoppani 19, 20129 Milano, Italy (28) 2 (51) Cl. 10-02 (54) 1.-2. Watches / 1.-2. Montres / 1.-2. Relojes de uso personal [\(57\) The missing rear views are mirror images of the respective front view \(representations 1.4 and 2.4\)](#) / Les vues arrière manquantes sont les images en miroir de la vue de face respective (représentations 1.4 et 2.4) / Las vistas traseras que faltan son las imágenes en espejo de la vista frontal correspondiente (representaciones 1.4 y 2.4) (82) III. US: The ornamental design for a watch as shown and described / Dessin ou modèle ornemental de montre, tel que montré et décrit / Dibujo o modelo ornemental de un reloj de uso personal tal como se ilustra y se describe (81) III. CH, EM, JP, KR, MC, SG, TR, UA, US (66) JP; for design No(s) 2 ; The present application / Présente demande / La presente solicitud; 1 [\(55\) 1.1\) Perspective; 1.2\) Top; 1.3\) Bottom; 1.4\) Front; 1.5\) Right; 1.6\) Left; 2.1\) Perspective; 2.2\) Top; 2.3\) Bottom; 2.4\) Front; 2.5\) Right; 2.6\) Left](#) / 1.1) Perspective; 1.2) Dessus; 1.3) Dessous; 1.4) Face; 1.5) Droite; 1.6) Gauche; 2.1) Perspective; 2.2) Dessus; 2.3) Dessous; 2.4) Face; 2.5) Droite; 2.6) Gauche / 1.1) Perspectiva; 1.2) Superior; 1.3) Inferior; 1.4) Frente; 1.5) Derecha; 1.6) Izquierda; 2.1) Perspectiva; 2.2) Superior; 2.3) Inferior; 2.4) Frente; 2.5) Derecha; 2.6) Izquierda

※DM1(September 2016)での表題

(57) DESCRIPTION

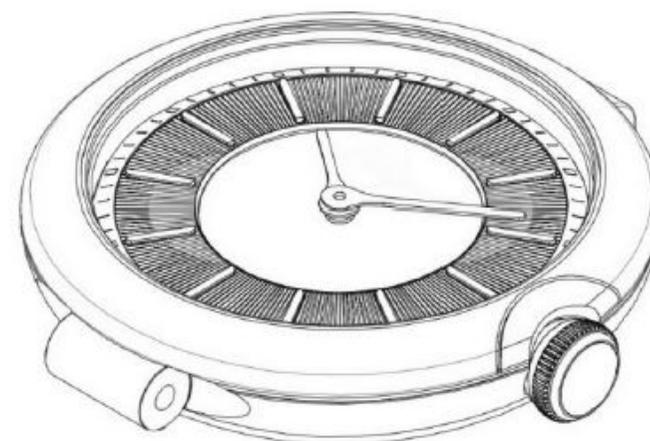
(55) DESCRIPTION OF THE REPRODUCTIONS (LEGENDS)

DM/087 381 意匠登録第1564523号

※図と書誌は一部抜粋

【図面】
【1. 1】

- (19)【発行国】日本国特許庁(JP)
- (45)【発行日】平成28年11月28日(2016. 11. 28)
- (12)【公報種別】意匠公報(S)
- (11)【登録番号】意匠登録第1564523号(D1564523)
- (24)【登録日】平成28年10月28日(2016. 10. 28)
- (54)【意匠に係る物品】Main body of a watch
- (54)【意匠に係る物品の訳(参考)】腕時計本体
- (52)【意匠分類】J2-300
- (51)【国際意匠分類】Loc(10)Cl. 10-02
- 【Dターム】J2-300BB、J2-300E、J2-300AA
- (21)【出願番号】意願2015-500227(D2015-500227)
- (11)【国際登録番号】DM/087381
- 【意匠番号】1



- (15)(22)【出願日(国際登録日)】平成27年7月16日(2015. 7. 16)
- (45)【国際公表日】平成28年1月22日(2016. 1. 22)

国際意匠登録の(57)、(55)が順に記載されている

(55)【意匠の説明】The missing rear view is a mirror image of the respective front view (representation 1. 4) 1. 1) Perspective; 1. 2) Top; 1. 3) Bottom; 1. 4) Front; 1. 5) Right; 1. 6) Left

(55)【意匠の説明の訳(参考)】不足している背面図は正面図(図1. 4)と対称に表れる 1. 1)斜視図; 1. 2)平面図; 1. 3)底面図; 1. 4)正面図; 1. 5)右側面図; 1. 6)左側面図

(1) 手続補正時の留意点(よくある質問)

①意匠の説明(DESCRIPTION)の補正について

願書[DM/1]

9 DESCRIPTION^{4,5}

Only the characteristic features of the industrial design(s) that appear in (a) reproduction(s) should be described. In addition, matter which is shown in a reproduction but for which protection is not sought may be indicated in the description (and/or by means of dotted or broken lines or coloring in the reproduction). The description can further disclose the operation or possible use of the industrial design as long as it is not technical. Furthermore, the omission of a specific view may be indicated. If the description exceeds 100 words, an additional fee of 2 Swiss francs per word exceeding 100, shall be payable.

The parts shown by means of broken lines in the reproductions are not part of the claimed design.....

If the space provided is not sufficient, check this box and use a continuation sheet.

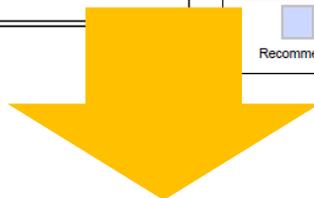
⁴ If the Syrian Arab Republic is designated, a brief description of the reproduction or of the characteristic features of the industrial design is required.
⁵ If Romania is designated, a brief description of the characteristic features of the design is required.

10 DESCRIPTION OF THE REPRODUCTIONS (LEGENDS)⁸

Associate the number in the margin of your reproduction with the corresponding code (eg. 1.1, 1.2, etc.):
 1 Perspective; 2 Front; 3 Back; 4 Top; 5 Bottom; 6 Left; 7 Right;
 9 Unfolded; 10 Exploded; 11 Cross-sectional; 12 Enlarged; 00 Other (limited to 40 characters)

No.	Code	Legend (max 40 characters, where code 00 has been indicated)	No.	Code	Legend (max 40 characters, where code 00 has been indicated)	No.	Code	Legend (max 40 characters, where code 00 has been indicated)
1.1	1		1.6	6				
1.2	2							
1.3	3							
1.4	4							
1.5	5							

If the space provided is not sufficient, check this box and use a continuation sheet.
 Recommended for a designation of Japan and the United States of America.



International Designs Bulletin

... (57) The parts shown by means of broken lines in the reproductions are not part of the claimed design. / Les parties indiquées en lignes discontinues apparaissant sur les reproductions ne font pas partie du modèle dont la protection est revendiquée / Las partes representadas mediante líneas discontinuas en las reproducciones no forman parte del dibujo o modelo cuya protección se reivindica (82) ... (81) ... (66) ... (55) 1.1) Perspective; 1.2) Top; 1.3) Bottom; 1.4) Front; 1.5) Right; 1.6) Left; / 1.1) Perspective; 1.2) Dessus; 1.3) Dessous; 1.4) Face; 1.5) Droite; 1.6) Gauche; / 1.1) Perspectiva; 1.2) Superior; 1.3) Inferior; 1.4) Frente; 1.5) Derecha; 1.6) Izquierda;



日本意匠公報

...
(55)【意匠の説明】 The parts shown by means of broken lines in the reproductions are not part of the claimed design. 1. 1)Perspective; 1. 2)Top; 1. 3)Bottom; 1. 4)Front; 1. 5)Right; 1. 6)Left
 ...

(1) 手続補正時の留意点(よくある質問)

①意匠の説明(DESCRIPTION)の補正について

- ・補正を行う際は、意匠の説明の欄を補正すれば良いのか。
- ・国際登録の(55) LEGENDSと(57)DESCRIPTIONはいずれも意匠の説明の欄に表示されるのか。
- ・意匠の説明の補正は英語で行うのか。

いずれも、意匠の説明の欄に表示されます。

具体的には、(57) DESCRIPTION→(55) LEGENDSの順序で格納されています。

また、仮に(57)の説明を削除する意図で意匠の説明をすべて削除する補正を行った場合、出願当初から記載されていた(55)の記載も削除されるので注意が必要です。

意匠の説明は英語で記載します。

例) 手続補正書の作成例

【手続補正1】

【補正対象書類名】 意匠登録願

【補正対象項目名】 意匠の説明

【補正方法】 追加又は変更

【補正の内容】

(57) Description

【意匠の説明】 The parts shown by means of broken lines in the reproductions are not part of the claimed design. 1. 1) Perspective; 1. 2) Front.....

(55) Legends

①意匠の説明(DESCRIPTION)の補正について

・図と説明からみて部分意匠であると認定できる場合に、国内出願の際には必ず願書に記載する【部分意匠】の表示を追記する必要があるのか

原則は出願人が補正を行うのが原則ですが、他に拒絶理由が生じていない場合には、そのためだけの補正は要さず、審査官が職権で追記を行います。

意匠審査基準118.1.3.1.3

国際意匠登録出願に係る意匠が、我が国意匠法における部分意匠に相当すると判断した場合、審査官は、国際意匠登録出願に係る願書に「部分意匠」の欄に記載すべきものと認め、出願人の手続補正により、又は審査官が、「部分意匠」の欄を追記する(他に拒絶の理由等がない場合、「部分意匠」の欄を追加するためだけの手続補正は要さない。)

➤ 部分意匠の国際意匠登録出願に補正する場合

【手続補正1】

【補正対象書類名】 意匠登録願

【補正対象項目名】 部分意匠

【補正方法】 追加

【補正の内容】

【部分意匠】

【手続補正2】

【補正対象書類名】 意匠登録願

【補正対象項目名】 意匠の説明

【補正方法】 変更

【補正の内容】

【意匠の説明】 The parts shown by means of broken lines in the reproductions are not part of the claimed design. 1. 1) Perspective; 1. 2) Front……

➤ 部分意匠の主張を削除補正する場合

【手続補正1】

【補正対象書類名】 意匠登録願

【補正対象項目名】 部分意匠

【補正方法】 削除

【手続補正2】

【補正対象書類名】 意匠登録願

【補正対象項目名】 意匠の説明

【補正方法】 変更

【補正の内容】

【意匠の説明】 1. 1) Perspective; 1. 2) Front……

※【意匠の説明】欄も併せて補正する必要がある場合には、【手続補正2】の欄を設けて記載してください。

(1) 手続補正時の留意点(よくある質問)

② 図(複製物REPRODUCTIONS)の補正について

- ・ 図の補正の際に、意匠の説明に記載された図に関する説明の補正も必要か。

必要です。

例えば、出願時になかった図1.7を新たに追加する場合、図を追加する補正と同時に、意匠の説明(当初(55) LEGENDSに記載されていた説明)に図1.7に関する図の表示を追加する補正が必要となります。従来の国内出願の際には通常生じなかった作業でありご注意ください。

- ・ 図を追加したい。図の表示をどのように記載すればよいか。図の追加補正を行う際に、図の名称は従来のように日本語(例「断面図」)で行えばよいのか、それとも、国際登録のような記載(例「1.7」)にすればよいのか。

例えば、「1.7」のように記載して、意匠の説明の欄に英語で「1.7)Cross sectional view」と記載してください((55)LEGENDSの該当欄)。

ただし、図の表示に、「1.7」ではなく、「1.7)Cross sectional view」のように図の名称を記載することはできません。

② 図(複製物REPRODUCTIONS)の補正について

例) 分解図を追加する手続補正

➤ 図面を図単位で補正する場合

【手続補正1】

【補正対象書類名】 意匠登録願

【補正対象項目名】 意匠の説明

【補正方法】 **変更**

【補正の内容】

【意匠の説明】 1. 1) Perspective; **1. 7) Exploded view**

【手続補正2】

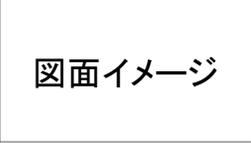
【補正対象書類名】 図面

【補正対象項目名】 1. 7

【補正方法】 **追加**

【補正の内容】

1. 7



➤ 図面を全図変更する場合

➤ 【手続補正1】

【補正対象書類名】 図面

【補正対象項目名】 全図

【補正方法】 変更

【補正の内容】

【書類名】 図面

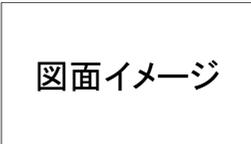
【1. 1】



図面イメージ

⋮

1. 7



図面イメージ

【手続補正2】

【補正対象書類名】 意匠登録願

【補正対象項目名】 意匠の説明

【補正方法】 **変更**

【補正の内容】

【意匠の説明】 1. 1) Perspective; **1. 7) Exploded view**

※写真であっても、「図面」と記載します。

② 図(複製物REPRODUCTIONS)の補正について

・参考図を追加する場合、図の表示を例えば「1.7)Reference view showing the state of use」等とするのか。それとも、図の表示は「1.7」のみとして、意匠の説明に「1.7)Reference view showing the state of use」のように記載すべきか。

図の表示は「1.7」として、意匠の説明に1.7についての図の説明を記載してください。
図の表示に、「1.7」ではなく、「1.7)Reference view showing the state of use」のように図の名称を記載することはできません。

【手続補正1】

【補正対象書類名】 意匠登録願

【補正対象項目名】 意匠の説明

【補正方法】 **変更**

【補正の内容】

【意匠の説明】 1. 1) Perspective; **1. 7)Reference view showing the state of use**

【手続補正2】

【補正対象書類名】 図面

【補正対象項目名】 1. 7

【補正方法】 **追加**

【補正の内容】

【**1. 7**】

図面イメージ

② 図(複製物REPRODUCTIONS)の補正について

・図を追加する補正を行いたい。補正においても、WIPOが公開しているガイダンスで推奨されている作図とした方がよいか、それとも、従来の国内出願同様の作図で認められるのか。

原則として、従来の国内出願同様の作図で認められます。なお、参考図も補正により追加することができます。

・出願時に表面側1図しかない紙地やラベル等の出願に対して、意匠が具体的でないとの拒絶の通報を受け取った。どのような補正を行い対応すべきか。

以下の3つの補正を行うことができます。

①裏面は無模様のため省略する旨の説明を追加する

②裏面図を追加する

③六面図を追加する(表面以外の5図を追加する)

(ただし、②及び③について、要旨変更とならないよう注意が必要)。

① 7条(意匠に係る物品)

- 上位概念に関する物品名

例) 物品名「furniture」。

例えば、「Chair」「Desk」等のように補正を行う必要がある。

- 製品の表示(意匠に係る物品)として、意匠登録を受けようとする部分のみを記載している場合

例) ストラップ部分のある財布の出願で、ストラップ部分のみが実線で表されており、物品名が「Strap portions of wallet」。

例えば、「Wallet」等のように補正を行う必要がある。

② 3条本文(意匠が具体的なものであるか)

- 図の中に実線と破線が表れており、意匠の説明に意匠登録を受けようとする部分についての記載がない。したがって、本願物品の一部について意匠登録を受けようとする意匠か、本願物品とともに用いられる他の物品についてディスクレームする意図か、あるいは、破線が単なる線のかすれであるか等が明らかではない。

部分意匠の出願である場合は、意匠の説明に意匠登録を受けようとする部分についての記載を追加する補正を行う。

- 図面が不足しているため意匠が具体的ではない

不足する図を追加する補正を行う。(要旨変更にご注意)

または、省略可能な図については、省略の記載を意匠の説明に追加する補正を行う。

- ・代理人受任届の提出前に、電話で審査官と出願の内容について相談することは可能か。

原則として、特許庁に代理人受任届が提出されていない場合は不可。

その他の詳細については、以下をご参照下さい

特許庁HP

「面接ガイドライン【意匠審査編】」 6. 電話・ファクシミリ等による連絡

https://www.jpo.go.jp/shiryuu/kijun/kijun2/mensetu_guide_isyou.htm

- ・登録査定が届いたが、その後の手続は不要か。

国際出願時に5年分の登録料を納付済なので、その後特段の手続なしに登録証が発行される。

※特許庁ホームページに順次最新情報を掲載してまいりますので、あわせてご参照ください。

特許庁HP: <http://www.jpo.go.jp/indexj.htm>



制度から探す 目的から探す 利用者別に探す

特許 実用新案 意匠 商標 審判 **国際出願** 登録

制度から探す 目的から探す 利用者別に探す

国際出願

特許協力条約 (PCT)に基づく国際出願に関して
【商標の国際出願】マドリッド協定議定書による国際出願に関して
【意匠の国際出願】ハーグ協定のジュネーブ改正協定に基づく国際出願に関して
ご注意ください：条約上規定された組織外からの手数料請求について

国際出願に関するページ一覧を見る

【意匠の国際出願】ハーグ協定のジュネーブ改正協定に基づく国際出願に関して

- [ハーグ協定のジュネーブ改正協定による国際出願制度について](#)
- [ハーグ協定のジュネーブ改正協定による国際出願手続について](#)
- [ハーグ協定関係手数料について](#)
- [WIPOが提供するユーザー向け情報](#)
- [WIPOからの重要なお知らせ](#)
- [ハーグ協定のジュネーブ改正協定及び関係規則について](#)
- [関係法令等](#)
- [外国産業財産権制度情報](#)
- [ハーグ協定のジュネーブ改正協定に関するQ&A](#)
- [国際意匠登録出願に係る国際登録番号と出願番号対応一覧の掲載について](#)

●国際出願実務について

特許庁 国際意匠・商標出願室 ハーグ担当
〒100-8915 東京都千代田区霞が関3-4-3
TEL:03-3581-1101(内線:2683)
FAX:03-3580-8033
E-mail: PA1BD0@jpo.go.jp

●制度概要、日本における審査実務について

特許庁 意匠課 意匠制度企画室
〒100-8915 東京都千代田区霞が関3-4-3
TEL:03-3581-1101(内線:2934)
FAX:03-3595-2766
E-mail: PA1D40@jpo.go.jp